

議会資料

111号

議会年報（令和6年）

立川市議会

目 次

1 議 会 の 構 成

| | |
|---------------------|----|
| (1) 議員名簿 | 1 |
| (2) 議員数及び任期 | 3 |
| (3) 正・副議長 | 3 |
| (4) 党派・会派別議員数 | 4 |
| (5) 会派別議員名簿 | 5 |
| (6) 委員会 | 6 |
| (7) 代表者会議 | 8 |
| (8) 議会選出各種委員・組合議会議員 | 9 |
| (9) 立川市議会政治倫理審査会委員 | 10 |

2 議 会 の 活 動 状 況

| | |
|-------------------------|----|
| (1) 本会議の開催状況 | 11 |
| (2) 本会議の提出案件数 | 12 |
| (3) 本会議の審議結果 | 13 |
| (4) 本会議の傍聴状況 | 14 |
| (5) 委員会の開催状況・審査件数及び傍聴者数 | 15 |

3 付 議 事 件

| | |
|-------------|----|
| (1) 市長提出案件 | 16 |
| (2) 委員会提出案件 | 29 |
| (3) 議員提出案件 | 30 |
| (4) その他の案件 | 31 |
| (5) 請願 | 33 |
| (6) 陳情 | 35 |
| (7) 意見書 | 80 |
| (8) 決議 | 85 |

4 一 般 質 問

| | |
|------|----|
| 一般質問 | 86 |
|------|----|

5 文書質問

| | |
|------|-----|
| 文書質問 | 113 |
|------|-----|

6 行政視察の実施状況

| | |
|-----------|-----|
| (1) 常任委員会 | 113 |
| (2) 特別委員会 | 113 |

7 他都市からの視察状況

| | |
|------------|-----|
| 他都市からの視察状況 | 114 |
|------------|-----|

8 議会日程

| | |
|------|-----|
| 議会日程 | 116 |
|------|-----|

9 議会事務局

| | |
|--------------|-----|
| (1) 議会事務局の機構 | 120 |
| (2) 事務分掌 | 120 |

凡例・文中敬称は省略させていただきました。

1 議会の構成

(1) 議員名簿

(7. 1. 31 現在)

選挙 令和4年6月19日執行
任期 令和4年7月14日～令和8年7月13日

| 議席番号 | 氏 名 | 住 所 | 電話番号 | 党派 | 所 属委員会 | 当選回数 |
|------|----------|---|---------------|----|----------|------|
| 1 | 永元 香子 | 若葉町1-12-4（事務所） | 042-537-7661 | 共 | 文教 | 1 |
| 2 | あべ みさ | 柏町4-6-21（事務所） | 042-535-9110 | ネ | 環建 | 1 |
| 3 | 原 ゆき | 若葉町1-3-1-408 | — | 立 | 文教 | 1 |
| 4 | 山本 洋輔 | 高松町2-19-1（事務所） | 080-5650-7833 | 無 | 厚産 | 2 |
| 5 | いしとび かおり | 錦町6（事務所所在地の一部） 泉町1156-9議会事務局（郵送物送付先） | — | 都 | 厚産 | 1 |
| 6 | さとう ゆき | 錦町6-24-1 ライオンズマ ンション西国立第2 203 | 042-808-2278 | 維 | 環建 | 1 |
| 7 | 高畠 奈美 | 柏町4-51-1 柏町団地15 棟104号 | 042-537-7344 | 自 | 文教 | 1 |
| 8 | 糸川 敏男 | 若葉町4-20-2（自宅） 柴崎町2-3-18（事務所） | 042-849-7343 | 自 | 総務 | 2 |
| 9 | 松本 あきひろ | 富士見町6-17-203 | 042-528-2868 | 自 | 総務 議運 | 3 |
| 10 | 江口 元気 | 錦町2-2-20 | 042-512-9226 | 自 | 環建 | 3 |
| 11 | 頭山 太郎 | 柴崎町3-10-13 プラウド 立川207 | 042-524-6119 | 無 | 厚産 | 4 |
| 12 | 瀬 順弘 | 富士見町7-32-44 レガリ ア120 | 042-524-4944 | 公 | 文教 議運 | 3 |
| 13 | 大沢 純一 | 一番町4-35-21 | 042-506-8605 | 公 | 厚産 | 3 |
| 14 | 門倉 正子 | 砂川町5-31-12 | 042-534-5525 | 公 | 文教 | 3 |
| 15 | 大石 ふみお | 羽衣町1-24-11 コープ西 国立621号 | 042-548-7004 | 国 | 総務 | 5 |

| 議席番号 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | 党派 | 所属委員会 | 当選回数 |
|------|---------|-----------------------------|--------------|----|----------|------|
| 16 | わたなべ 忠司 | 栄町2-20-11 | 042-537-7118 | 立 | 総務 | 2 |
| 17 | 若木 早苗 | 西砂町6-55-7 (事務所) | 042-560-9557 | 共 | 厚産 | 3 |
| 18 | 浅川 修一 | 柴崎町1-18-25 (事務所) | 042-522-8606 | 共 | 総務 議運 | 8 |
| 19 | 中町 聰 | 羽衣町2-29-11 コーポヤマザキ101 (事務所) | 042-526-3252 | 共 | 環建 | 3 |
| 20 | 上條 彰一 | 栄町4-45-35 | 042-535-8016 | 共 | 環建 | 10 |
| 21 | 稲橋 ゆみ子 | 砂川町8-80-2 | 042-537-3367 | 立 | 厚産 議運 | 5 |
| 22 | 中山 ひと美 | 曙町3-2-15 グレーシアシティ立川 A511 | 042-528-4744 | 自 | 文教 | 6 |
| 23 | 高口 靖彦 | 柏町4-15-24 | 042-534-0267 | 公 | 環建 | 5 |
| 24 | 山本 みちよ | 若葉町4-25-1 若葉町団地44-503 | 042-537-2866 | 公 | 厚産 議運 | 4 |
| 25 | 福島 正美 | 錦町1-13-26 | 042-522-9971 | 公 | 環建 | 5 |
| 26 | 伊藤 幸秀 | 高松町2-26-14 メリーコート立川202号 | 042-522-5399 | 公 | 総務 | 7 |

※1 公…公明党 自…自由民主党 共…日本共産党 立…立憲民主党 国…国民民主党
ネ…立川・生活者ネットワーク 都…都民ファーストの会 総…日本維新の会 無…無所属

(2) 議員数及び任期

(7. 1. 31 現在)

| 条例定数 | 現員数 | 任期 |
|------|-----|---------------------------|
| 28人 | 26人 | 令和4年7月14日～令和8年7月13日・・・26名 |

(3) 正・副議長

(7. 1. 31 現在)

| | | |
|-----|--------|--------------|
| 議長 | 福島 正美 | 令和6年6月26日 就任 |
| 副議長 | 大石 ふみお | 令和6年6月26日 就任 |

(4) 党派・会派別議員数

(7. 1. 31 現在)

| 会 派 | 公 明 党 | 日本共産党 | 立憲ネット 緑たちかわ | たちかわ自民党・安進会 | 自民党クラブ | 国民民主党 | (会派名なし) | 自由民主党 | 都民ファーストの会立川市議会 | 日本維新の会 | 合 計 |
|------------------|----------|----------|----------------|-------------|----------|-------|---------|----------|----------------|----------|------------|
| 党 派 | | | | | | | | | | | |
| 公 明 党 | 7 (2) | | | | | | | | | | 7 (2) |
| 自由 民 主 党 | | | | 2 (1) | 1 (1) | | 1 | 1 | | | 5 (2) |
| 日本 共 産 党 | | 5 (2) | | | | | | | | | 5 (2) |
| 立 憲 民 主 党 | | | 3 (2) | | | | | | | | 3 (2) |
| 国 民 民 主 党 | | | | | | 1 | | | | | 1 |
| 立川・生活者 ネットワーク | | | 1 (1) | | | | | | | | 1 (1) |
| 都民ファース ト の 会 | | | | | | | | 1 (1) | | | 1 (1) |
| 日本維新の会 | | | | | | | | | | 1 (1) | 1 (1) |
| 無 所 属 | | | 1 | 1 | | | | | | | 2 |
| 計 | 7 (2) | 5 (2) | 5 (3) | 3 (1) | 1 (1) | 1 | 1 | 1 | 1 (1) | 1 (1) | 26 (11) |

() 内は女性議員数(内数)

(5) 会派別議員名簿

(7. 1. 31 現在)

| 会 派 名 | 議 員 氏 名 |
|--|---|
| 公明党 7人 (内線 3341, 3351) | 幹事長 山本みちよ 副幹事長 門倉 正子 副幹事長 大沢 純一 副幹事長 瀬 順弘 伊藤 幸秀 福島 正美 高口 靖彦 |
| 日本共産党 5人 (内線 3344) | 団 長 中町 聰 副団長 浅川 修一 幹事長 上條 彰一 副幹事長 若木 早苗 永元 香子 |
| 立憲ネット緑たちかわ 5人 (内線 3342, 3343) | 代 表 わたなべ忠司 稻橋ゆみ子 山本 洋輔 原 ゆき 会計 あべ みさ |
| たちかわ自民党 ・安進会 3人 (内線 3345, 3355) | 幹事長 松本あきひろ 会 計 高畠 奈美 頭山 太郎 |
| 自民党クラブ 1人 (内線 3356) | 中山 ひと美 |
| 国民民主党 1人 (内線 3356) | 大石 ふみお |
| (会派名なし) 1人 (内線 3356) | 江口 元気 |
| 自由民主党 1人 (内線 3356) | 条川 敏男 |
| 都民ファーストの会 立川市議会 1人 (内線 3346) | いしとび かおり |
| 日本維新の会 1人 (内線 3346) | さとう ゆき |

(6) 委員会

ア 常任委員会

| 委員会名 | 定数 (現員数) | 所管事項 |
|------|-------------|--|
| 総務 | 7人 (6人) | 市長公室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）、総合政策部、行政管理部、財務部、市民生活部、公営競技事業部、会計課、選挙管理委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項 |
| 厚生産業 | 7人 (7人) | 産業文化スポーツ部、子ども家庭部、福祉部、保健医療部及び農業委員会に関する事項 |
| 環境建設 | 7人 (7人) | まちづくり部、基盤整備部及び環境資源循環部に関する事項 |
| 文教 | 7人 (6人) | 市長公室（総合教育会議に関する事項に限る。）及び教育委員会に関する事項 |

常任委員会委員（任期2年）

(7. 1. 31現在)

| 委員会名 | 委員 |
|------|--|
| 総務 | ◎松本あきひろ ○わたなべ忠司 条川 敏男 大石ふみお 浅川 修一 伊藤 幸秀 |
| 厚生産業 | ◎山本 洋輔 ○いしとびかおり 頭山 太郎 大沢 純一 若木 早苗 稲橋ゆみ子 山本みちよ |
| 環境建設 | ◎中町 聰 ○あべ みさ さとうゆき 江口 元気 上條 彰一 高口 靖彦 福島 正美 |
| 文教 | ◎瀬 順弘 ○永元 香子 原 ゆき 高畠 奈美 門倉 正子 中山ひと美 |

◎委員長 ○副委員長

イ 特別委員会

(7. 1. 31 現在)

| 特別委員会名 | 設置期間 | 定数 | 付 託 事 項 | 委 員 |
|-------------------|-------------------------------|------|---------------------|--|
| 議 会 改 革 | R6. 9. 5 () | 7 人 | ・議会改革について | ◎高 口 靖彦 ○原 ゆき 条 川 敏男 頭 山 太郎 大 沢 純一 上 條 彰一 |
| 第 5 次 基 本 構 想 審 査 | R5. 12. 7 () | 9 人 | ・立川市第 5 次基本構想について | ◎門 倉 正子 ○稻 橋 ゆみ子 永 元 香子 山 本 洋輔 高 崑 奈美 松 本 あきひろ 大 沢 純一 中 町 聰 中山 ひと美 |
| 予 算 | R6. 2. 22 () R6. 3. 22 | 20 人 | ・令和 6 年度各会計予算及び関連議案 | ◎瀬 順 弘 ○松 本 あきひろ ○あ べ み さ 永 元 香 子 原 ゆ き 山 本 洋 輔 いしとびかおり さとう ゆき 高 崑 奈美 条 川 敏 男 大 沢 純一 門 倉 正 子 大 石 ふみお 若 木 早 苗 中 町 聰 上 條 彰 一 稻 橋 ゆみ子 中山 ひと美 福 島 正 美 伊 藤 幸 秀 |
| 決 算 | R6. 9. 5 () R6. 10. 2 | 21 人 | ・令和 5 年度各会計決算 | ◎中 町 聰 ○あ べ み さ ○門 倉 正 子 永 元 香 子 原 ゆ き 山 本 洋 輔 いしとびかおり さとう ゆき 高 崑 奈美 条 川 敏 男 江 口 元 気 頭 山 太 郎 瀬 順 弘 大 沢 純 一 わたなべ 忠 司 若 木 早 苗 上 條 彰 一 中山 ひと美 高 口 靖 彦 山 本 み ち よ 伊 藤 幸 秀 |

◎委員長 ○副委員長

ウ 議会運営委員会

(7. 1. 31 現在)

| | |
|------|--|
| 任 期 | 2年 |
| 定 数 | 9人以内 |
| 協議事項 | ① 会議の会期及び日程に関すること ② 会議の議事の取扱いに関すること ③ 会議運営に関すること ④ その他議長の諮問に関すること |
| 委 員 | ◎山本みちよ ○上條 彰一 松本あきひろ 濑 順弘 稲橋ゆみ子 |

◎委員長 ○副委員長

(7) 代表者会議

(7. 1. 31 現在)

| | |
|-------------|--------|
| 議 長 | 福島 正美 |
| 副 議 長 | 大石ふみお |
| たちかわ自民党・安進会 | 松本あきひろ |
| 公 明 党 | 山本みちよ |
| 日 本 共 産 党 | 中町 聰 |
| 立憲ネット緑たちかわ | わたなべ忠司 |

(8) 議会選出各種委員・組合議會議員

(7. 1. 31 現在)

監査委員

稻橋ゆみ子

東京たま広域資源循環組合議會議員

上條 彰一

立川・昭島・国立聖苑組合議會議員

わたなべ忠司 大沢 純一

東京都後期高齢者医療広域連合議會議員

福島 正美

湖南衛生組合議會議員

伊藤 幸秀 あべ みさ

三多摩上下水及び道路建設促進協議会理事・委員

理 事 福島 正美

第1委員会(上水道) あべ みさ

第2委員会(下水道) さとうゆき

第3委員会(道路) 江口 元気

三鷹・立川間立体化複々線促進協議会委員

中町 聰 福島 正美

野火止用水保全対策協議会委員

高口 靖彦 原 ゆき 高畠 奈美

多摩地域都市モノレール等建設促進協議会委員

さとうゆき 福島 正美

多摩川架橋及び関連道路整備促進協議会会員

福島 正美

東京河川改修促進連盟理事

福島 正美

東京都市公平委員会関係団体協議会委員

福島 正美

立川市表彰審査会委員

松本あきひろ 大石ふみお 福島 正美

立川市青少年問題協議会委員

永元 香子 福島 正美

立川市都市計画審議会委員

山本みちよ 門倉 正子 中町 聰 あべ みさ 高畠 奈美 いしとびかおり

立川市民生委員推薦会委員

いしとびかおり 福島 正美

立川市国民健康保険運営協議会委員

浅川 修一 若木 早苗 中山ひと美

三多摩地区消防運営協議会

福島 正美

(9) 立川市議会政治倫理審査会委員

(7. 1. 31 現在)

① 市 民

萬田 和正 ○大槻 正則

② 有識者

◎中嶋 靖史 木村 草太 土山 希美枝

◎会長 ○副会長

2 議会の活動状況

(1) 本会議の開催状況

| 区分 | | 会期 | 会期日数 | 本会議日数 | 会議時間 |
|-----|-----|-------------------|------|-------|----------|
| 定期会 | 第1回 | 6.2.19 ~ 6.3.22 | 33 | 6 | 28時間25分 |
| | 第2回 | 6.6.4 ~ 6.6.26 | 23 | 6 | 30時間37分 |
| | 第3回 | 6.8.30 ~ 6.10.2 | 34 | 6 | 32時間11分 |
| | 第4回 | 6.11.29 ~ 6.12.23 | 25 | 6 | 30時間46分 |
| 臨時会 | 第1回 | 6.2.1 | 1 | 1 | 0時間15分 |
| 合計 | | | 116 | 25 | 122時間14分 |

(2) 本会議の提出案件数

| 区分 会議別 | 市長提出 | | | | | | | 委員会提出 | 議員提出 | | | | 選 | 請 | 陳 | その他の合計 | | |
|-----------|------|----|----|-----|----|----|-----|-------|-------|-----|----|--------|---|---|---|--------|----|-----|
| | 条例 | 予算 | 決算 | 契約等 | 報告 | 諮詢 | その他 | | 条例・規則 | 意見書 | 決議 | その他の合計 | | | | | | |
| 定期例会 | 第1回 | 31 | 16 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 5 | 68 |
| | 第2回 | 5 | 2 | 0 | 6 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 | 8 | 38 |
| | 第3回 | 5 | 8 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 10 | 33 |
| | 第4回 | 10 | 9 | 0 | 12 | 0 | 0 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 6 | 49 |
| 臨時会 | 第1回 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 合計 | | 51 | 36 | 7 | 22 | 5 | 0 | 16 | 3 | 0 | 5 | 0 | 0 | 7 | 1 | 7 | 31 | 191 |

(3) 本会議の審議結果

| 区分 会議別 | 市長提出 | | | | | | | 議員・委員会提出 | | | | 選 | そ の 他 | 請願・陳情 | | | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|--------|------------------|--------|---|-------------|--------|-------------|------------------|--------|--------|---|
| | 可 決 | 否 決 | 認 定 | 同 意 | 承 認 | 了 承 | 答 申 | 可 決 | 否 決 | 審 議 未 了 | 繼 続 | | | 採 択 | 不 採 択 | 審 議 未 了 | 繼 続 | 撤 回 | |
| 定期会 | 第1回 | 51 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 2 | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 第2回 | 14 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 13 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 第3回 | 14 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 第4回 | 34 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 臨時会 | 第1回 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | | 114 | 0 | 7 | 7 | 4 | 0 | 0 | 7 | 1 | 0 | 0 | 7 | 36 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 |

(4) 本会議の傍聴状況

| 会議名 | 会期 | 傍聴者数 |
|--------|-----------------|------|
| 第1回定例会 | 6.2.19～6.3.22 | 38 |
| 第2回定例会 | 6.6.4～6.6.26 | 34 |
| 第3回定例会 | 6.8.30～6.10.2 | 29 |
| 第4回定例会 | 6.11.29～6.12.23 | 26 |
| 第1回臨時会 | 6.2.1 | 0 |
| 合計 | | 127 |

(5) 委員会の開催状況・審査件数及び傍聴者数

| 区分 | 委員会名 | 開催回数 | 会議時間 | 議案 | 請願 | 陳情 | その他 | 計 | 傍聴者 |
|---------|-----------|------|----------|----|----|----|-----|-----|-----|
| 常任委員会 | 総務 | 5 | 20時間26分 | 3 | 1 | 4 | 3 | 11 | 21 |
| | 厚生産業 | 5 | 27時間43分 | 3 | 0 | 2 | 3 | 8 | 8 |
| | 環境建設 | 5 | 22時間41分 | 0 | 0 | 1 | 3 | 4 | 2 |
| | 文教 | 5 | 16時間44分 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 |
| | 計 | 20 | 87時間34分 | 6 | 1 | 7 | 12 | 26 | 33 |
| 特別委員会 | 議会改革 | 4 | 4時間13分 | 0 | 0 | 0 | 9 | 9 | 0 |
| | 予算 | 5 | 32時間50分 | 23 | 0 | 0 | 1 | 24 | 0 |
| | 決算 | 4 | 26時間00分 | 7 | 0 | 0 | 1 | 8 | 1 |
| | 第5次基本構想審査 | 4 | 10時間01分 | 0 | 0 | 0 | 4 | 4 | 1 |
| | 計 | 17 | 73時間04分 | 30 | 0 | 0 | 15 | 45 | 2 |
| 議会運営委員会 | | 12 | 4時間30分 | 0 | 0 | 0 | 37 | 37 | 6 |
| 合計 | | 49 | 165時間08分 | 36 | 1 | 7 | 64 | 108 | 41 |

| | | | | | | | | |
|---------|---|--------|---|---|---|----|----|---|
| 議員全員協議会 | 3 | 0時間25分 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 | / |
|---------|---|--------|---|---|---|----|----|---|

3 付議事件

(1) 市長提出案件

第1回臨時会(令和6年2月1日)

| 番号 | 案 件 名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結 果 | 内 容 |
|--------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------------------|
| 議 案 第 1 号 | 令和5年度立川市一般会計補正予算(第14号) | 6. 2. 1 6. 2. 1 | 6. 2. 1 可 決 (全会一致) | 3億5,335万6千円の増額。補正後の総額は940億1,792万9千円 |

第1回定例会(令和6年2月19日～3月22日)

| 番号 | 案 件 名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結 果 | 内 容 |
|--------------|-------------------------|------------------------------|---------------------------|---|
| 議 案 第 2 号 | 令和6年度立川市一般会計予算 | 6. 2. 19 6. 2. 19 予算特別 | 6. 3. 22 可 決 (全会一致) | 総額863億7千万円 対前年比1.1%増 |
| 議 案 第 3 号 | 令和6年度立川市特別会計競輪事業予算 | 6. 2. 19 6. 2. 19 予算特別 | 6. 3. 22 可 決 (全会一致) | 総額269億2千万円 対前年比32.4%減 |
| 議 案 第 4 号 | 令和6年度立川市特別会計国民健康保険事業予算 | 6. 2. 19 6. 2. 19 予算特別 | 6. 3. 22 可 決 (全会一致) | 総額174億6千万円 対前年比0.9%減 |
| 議 案 第 5 号 | 令和6年度立川市特別会計駐車場事業予算 | 6. 2. 19 6. 2. 19 予算特別 | 6. 3. 22 可 決 (全会一致) | 総額8千万円 前年度と同額 |
| 議 案 第 6 号 | 令和6年度立川市特別会計介護保険事業予算 | 6. 2. 19 6. 2. 19 予算特別 | 6. 3. 22 可 決 (賛成多数) | 総額152億9千万円 対前年比0.8%増 |
| 議 案 第 7 号 | 令和6年度立川市特別会計後期高齢者医療事業予算 | 6. 2. 19 6. 2. 19 予算特別 | 6. 3. 22 可 決 (全会一致) | 総額51億4千万円 対前年比7.5%増 |
| 議 案 第 8 号 | 令和6年度立川市下水道事業会計予算 | 6. 2. 19 6. 2. 19 予算特別 | 6. 3. 22 可 決 (全会一致) | 収益的収入55億1千万円 収益的支出53億1千万円 資本的収入20億円 資本的支出29億9千万円 |
| 議 案 第 9 号 | 令和5年度立川市一般会計補正予算(第15号) | 6. 2. 19 6. 2. 19 | 6. 2. 19 可 決 (全会一致) | 4,881万9千円の増額。補正後の総額は940億6,674万8千円 |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|---|--------------------------|------------------------|--|
| 議案第10号 | 令和5年度立川市下水道事業会計補正予算(第5号) | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 下水道事業収益を1,686万5千円増額。補正後の総額は51億7,379万9千円。下水道事業費用を1,686万5千円増額。補正後の総額は47億3,214万4千円。 |
| 議案第11号 | (仮称)立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事(建築・解体)請負変更契約 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 契約金額を751万1,350円減額し、6億7,280万4,000円に変更するもの |
| 議案第12号 | 立川市道1級1号線電線共同溝整備工事請負変更契約 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 契約金額を599万2,800円増額し、2億6,779万2,800円に変更するもの |
| 議案第13号 | 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 保険料軽減の特別対策を令和6年度分及び令和7年度分についても行うため規約を変更するもの |
| 議案第14号 | 立川市立学校の学校給食費に関する条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 令和6年度に限り中学校給食費も無償化するため条例改正するもの |
| 議案第15号 | 立川市自転車競技条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 立川競輪場の本場開催入場料を50円以上とする規定を削除するため条例改正するもの |
| 議案第16号 | 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 事業系廃棄物の収集運搬に係る手数料を廃止するため条例改正するもの |
| 議案第17号 | 立川市下水道条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 終末処理場の維持管理に係る規定を削るほか、下水道法施行令の改正に伴い条例改正するもの |
| 議案第18号 | 立川市事務手数料条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 多機能端末機による証明書の交付に係る事務手数料を令和6年度に限り、一律10円とするため条例改正するもの |
| 議案第19号 | 立川市地域公共交通活性化協議会条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 立川市地域公共交通活性化協議会を設置するため条例制定するもの |
| 議案第20号 | 立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 電磁式カード等の利用に関する規定を削除するため条例改正するもの |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|---|--------------------------|------------------------|---|
| 議案第21号 | 立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 全世帯対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正 |
| 議案第22号 | 立川市介護保険条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (賛成多数) | 第9期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施行令の改正に伴う条例改正 |
| 議案第23号 | 立川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う条例改正 |
| 議案第24号 | 立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う条例改正 |
| 議案第25号 | 立川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う条例改正 |
| 議案第26号 | 立川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う条例改正 |
| 議案第27号 | 立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 母体保護法施行規則等の改正に伴う条例改正 |
| 議案第28号 | 立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴う条例改正 |
| 議案第29号 | 立川市運動場条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 予算特別 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 各施設の開場期間等を定め、立川公園陸上競技場の個人使用料を無料とするため条例改正するもの |
| 議案第30号 | 立川市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例 | 6.2.19 6.2.19 | 6.2.19 可決 (全会一致) | 地域経済牽引事業促進のための固定資産税の課税免除を終了し、条例を廃止するもの |

| 番 号 | 案 件 名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結 果 | 内 容 |
|---------------|---|-------------------------------------|-----------------------------|---|
| 議 案 第 31 号 | 立川市営住宅条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 | 6 . 2 . 19 可 決 (全会一致) | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者等に関する法律の改正に伴い条例改正するもの |
| 議 案 第 32 号 | 立川市再編交付金事業基金条例を廃止する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 | 6 . 2 . 19 可 決 (全会一致) | 再編交付金事業基金を廃止するため条例を廃止するもの |
| 議 案 第 33 号 | 立川市行政手続条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 | 6 . 2 . 19 可 決 (全会一致) | 行政処分及び行政指導の求めについて明文化するため条例改正するもの |
| 議 案 第 34 号 | 立川市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 | 6 . 2 . 19 可 決 (全会一致) | 地方自治法施行令の改正に伴う条例改正 |
| 議 案 第 35 号 | 立川市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 予 算 特 別 | 6 . 3 . 22 可 決 (全会一致) | 会計年度任用職員に勤勉手当の支給を行うため条例改正するもの |
| 議 案 第 36 号 | 立川市職員育児休業等条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 予 算 特 別 | 6 . 3 . 22 可 決 (全会一致) | 職員の各種休暇制度等について、パートナシップ関係の相手方を配偶者と同等の扱いにするため条例改正するもの |
| 議 案 第 37 号 | 立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 予 算 特 別 | 6 . 3 . 22 可 決 (全会一致) | 職員の各種休暇制度等について、パートナシップ関係の相手方を配偶者と同等の扱いにするため条例改正するもの |
| 議 案 第 38 号 | 立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 予 算 特 別 | 6 . 3 . 22 可 決 (全会一致) | 職員の各種休暇制度等について、パートナシップ関係の相手方を配偶者と同等の扱いにするため条例改正するもの |
| 議 案 第 39 号 | 立川市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 予 算 特 別 | 6 . 3 . 22 可 決 (全会一致) | 職員の各種休暇制度等について、パートナシップ関係の相手方を配偶者と同等の扱いにするため条例改正するもの |
| 議 案 第 40 号 | 立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 | 6 . 2 . 19 6 . 2 . 19 予 算 特 別 | 6 . 3 . 22 可 決 (全会一致) | 職員の各種休暇制度等について、パートナシップ関係の相手方を配偶者と同等の扱いにするため条例改正するもの |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|--------------------------------|-------------------------|------------------------|--|
| 議案第41号 | 立川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 | 6.2.19 6.2.19 総務 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続き等を行うため条例制定するもの |
| 議案第42号 | 立川市組織条例の一部を改正する条例 | 6.2.19 6.2.19 総務 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 組織改正に伴い条例改正するもの |
| 議案第43号 | 令和5年度立川市一般会計補正予算(第16号) | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 9億3,892万9千円の増額。補正後の総額は950億567万7千円 |
| 議案第44号 | 令和5年度立川市特別会計競輪事業補正予算(第3号) | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 2億5,043万6千円の増額。補正後の総額は397億1,702万7千円 |
| 議案第45号 | 令和5年度立川市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号) | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 1億226万7千円の増額。補正後の総額は177億2,150万9千円 |
| 議案第46号 | 令和5年度立川市特別会計駐車場事業補正予算(第2号) | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 2,583万2千円の増額。補正後の総額は1億381万1千円 |
| 議案第47号 | 令和5年度立川市特別会計介護保険事業補正予算(第2号) | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 3億6,778万5千円の減額。補正後の総額は150億9,162万5千円 |
| 議案第48号 | 令和5年度立川市特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号) | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 8,805万2千円の増額。補正後の総額は49億1,644万9千円 |
| 議案第49号 | 令和5年度立川市下水道事業会計補正予算(第6号) | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 下水道事業収益を8,270万4千円減額。補正後の総額は50億9,109万5千円。下水道事業費用を1億9,646万8千円減額。補正後の総額は45億3,567万6千円。資本的支出を39万4千円増額。補正後の総額は52億2,403万5千円 |
| 議案第50号 | 立川市立松中小学校中規模改修工事(建築)請負契約 | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 2億4,640万円で豊友建設株式会社と契約 |
| 議案第51号 | 立川市下水道条例の一部を改正する条例 | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 指定下水道工事店の指定基準を見直すため条例改正するもの |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|--|-------------------------|------------------------|--|
| 議案第52号 | 立川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.3.15 6.3.22 | 6.3.22 可決 (全会一致) | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い条例改正するもの |
| 議案第53号 | 立川市副市長の選任について | 6.3.22 6.3.22 | 6.3.22 同意 (全会一致) | 近藤 忠信氏を任命 |
| 議案第54号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 6.3.22 6.3.22 | 6.3.22 同意 (賛成多数) | 小林 章子氏を推薦 |

第2回定例会(令和6年6月4日～6月26日)

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|---------------------------------|-------------------------|------------------------|--|
| 議案第55号 | 専決処分について(立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例) | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 承認 (全会一致) | 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正 |
| 議案第56号 | 専決処分について(立川市都市計画税条例の一部を改正する条例) | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 承認 (全会一致) | 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正 |
| 議案第57号 | 専決処分について(立川市固定資産評価員の選任について) | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 承認 (全会一致) | 小林 健司氏を任命 |
| 議案第58号 | 令和6年度立川市一般会計補正予算(第1号) | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可決 (全会一致) | 21億8,387万円の増額。補正後の総額は885億5,587万円 |
| 議案第59号 | 車券自動発売払戻機の買入れについて | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可決 (全会一致) | 4,510万円で日本トーター株式会社と契約 |
| 議案第60号 | 立川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可決 (全会一致) | 郵便局における住民票の写し等の交付業務を終了するため指定を取り消すもの |
| 議案第61号 | 立川市事務手数料条例の一部を改正する条例 | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可決 (全会一致) | 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う条例改正 |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|--|-------------------------|-------------------------|--|
| 議案第62号 | 立川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可 決 (全会一致) | 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う条例改正 |
| 議案第63号 | 立川市総合福祉センター条例の一部を改正する条例 | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可 決 (全会一致) | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正 |
| 議案第64号 | 立川市国民保護協議会条例の一部を改正する条例 | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可 決 (全会一致) | 協議会の委員数を40人から43人に変更するため条例改正するもの |
| 議案第65号 | 立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 | 6.6.4 6.6.11 | 6.6.11 可 決 (全会一致) | 地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴う条例改正 |
| 議案第66号 | 令和6年度 立川市一般会計補正予算(第2号) | 6.6.19 6.6.26 | 6.6.26 可 決 (全会一致) | 2億8,758万円の増額。補正後の総額は888億4,345万円 |
| 議案第67号 | 電子黒板の買入れについて | 6.6.19 6.6.26 | 6.6.26 可 決 (全会一致) | 1億4,360万7,420円で富士電機ITソリューション株式会社と契約 |
| 議案第68号 | 立川市立立川第七中学校新体育館建設工事(建築)請負変更契約 | 6.6.19 6.6.26 | 6.6.26 可 決 (全会一致) | 契約金額を2,039万4千円増額し、9億3,768万4千円に変更するもの |
| 議案第69号 | 立川市立立川第七中学校新体育館建設工事(機械設備)請負変更契約 | 6.6.19 6.6.26 | 6.6.26 可 決 (全会一致) | 契約金額を1,721万5千円増額し、1億3,601万5千円に変更するもの |
| 議案第70号 | 立川市立立川第七中学校新体育館建設工事(電気設備)請負変更契約 | 6.6.19 6.6.26 | 6.6.26 可 決 (全会一致) | 契約金額を1,388万2千円増額し、1億2,883万2千円に変更するもの |
| 議案第71号 | 新清掃工場整備運営事業基本契約変更契約 | 6.6.19 6.6.26 | 6.6.26 可 決 (全会一致) | 契約金額を16億3,143万7,992円増額し、201億9,035万1,992円に変更するもの |
| 議案第72号 | 立川市監査委員の選任について | 6.6.26 6.6.26 | 6.6.26 同 意 (全会一致) | 稻橋 ゆみ子氏を任命 |

第3回定例会(令和6年8月30日～10月2日)

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|--------------------------------|-------------------------|------------------------|--|
| 議案第73号 | 令和5年度立川市一般会計歳入歳出決算 | 6.8.30 6.9.5 決算特別 | 6.10.2 認定 (全会一致) | 歳入決算額 951億4千万円 歳出決算額 895億1千万円 実質収支額 41億8千万円 |
| 議案第74号 | 令和5年度立川市特別会計競輪事業歳入歳出決算 | 6.8.30 6.9.5 決算特別 | 6.10.2 認定 (全会一致) | 歳入決算額 393億1千万円 歳出決算額 391億7千万円 実質収支額 1億5千万円 |
| 議案第75号 | 令和5年度立川市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算 | 6.8.30 6.9.5 決算特別 | 6.10.2 認定 (全会一致) | 歳入決算額 175億4千万円 歳出決算額 172億9千万円 実質収支額 2億5千万円 |
| 議案第76号 | 令和5年度立川市特別会計駐車場事業歳入歳出決算 | 6.8.30 6.9.5 決算特別 | 6.10.2 認定 (全会一致) | 歳入決算額 1億1千万円 歳出決算額 9千万円 実質収支額 1千万円 |
| 議案第77号 | 令和5年度立川市特別会計介護保険事業歳入歳出決算 | 6.8.30 6.9.5 決算特別 | 6.10.2 認定 (全会一致) | 歳入決算額 147億1千万円 歳出決算額 146億3千万円 実質収支額 7千万円 |
| 議案第78号 | 令和5年度立川市特別会計後期高齢者医療事業歳入歳出決算 | 6.8.30 6.9.5 決算特別 | 6.10.2 認定 (全会一致) | 歳入決算額 49億1千万円 歳出決算額 49億円 実質収支額 1千万円 |
| 議案第79号 | 令和5年度立川市下水道事業会計決算 | 6.8.30 6.9.5 決算特別 | 6.10.2 認定 (全会一致) | 収益的収入決算額 47億6千万円 収益的支出決算額 41億8千万円 資本的収入決算額 30億8千万円 資本的支出決算額 39億4千万円 |
| 議案第80号 | 令和6年度立川市一般会計補正予算(第3号) | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 12億7,841万5千円の増額。補正後の総額は901億2,186万5千円 |
| 議案第81号 | 令和6年度立川市特別会計競輪事業補正予算(第1号) | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 1,092万4千円の増額。補正後の総額は269億3,558万円 |
| 議案第82号 | 令和6年度立川市特別会計駐車場事業補正予算(第1号) | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 59万3千円の増額。補正後の総額は7,560万2千円 |
| 議案第83号 | 令和6年度立川市特別会計介護保険事業補正予算(第1号) | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 4,246万8千円の増額。補正後の総額は153億2,921万円 |
| 議案第84号 | 令和6年度立川市特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第1号) | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 6,754万1千円の増額。補正後の総額は52億260万3千円 |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|---|-------------------------|------------------------|--|
| 議案第85号 | 令和6年度立川市下水道事業会計補正予算(第1号) | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 入札不調により、令和5年度から繰り越した予算を不用額とし、新たに債務負担行為の設定を行うもの |
| 議案第86号 | 立川市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 「立川北駅西臨時有料自転車駐車場」を廃止するもの |
| 議案第87号 | 立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例 | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | けやき台団地地区整備計画区域の制限を追加するもの |
| 議案第88号 | 立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴う条例改正 |
| 議案第89号 | 立川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 | 6.8.30 6.9.5 | 6.9.5 可決 (全会一致) | 児童手当法に規定する特例給付が廃止されたため、条例改正するもの |
| 議案第90号 | 令和6年度立川市一般会計補正予算(第4号) | 6.9.25 6.10.2 | 6.10.2 可決 (全会一致) | 1億9,221万6千円の増額。補正後の総額は903億1,408万1千円 |
| 議案第91号 | 令和6年度立川市特別会計競輪事業補正予算(第2号) | 6.9.25 6.10.2 | 6.10.2 可決 (全会一致) | 2,220万円の減額。補正後の総額は269億1,338万円 |
| 議案第92号 | (仮称)子育て・健康複合施設新築工事(建築)請負変更契約 | 6.9.25 6.10.2 | 6.10.2 可決 (全会一致) | 契約金額を895万4千円増額し、17億295万4千円に変更するもの |
| 議案第93号 | 立川市廃棄物処理及び再利用促進条例の一部を改正する条例 | 6.9.25 6.10.2 | 6.10.2 可決 (全会一致) | 粗大ごみ収集の手数料の納付について、電子決済を開始することに伴い、条例改正するもの |

第4回定例会(令和6年11月29日～12月23日)

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|--------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 議案第94号 | 専決処分について〔令和6年度立川市一般会計補正予算(第5号)〕 | 6.11.29 6.11.29 | 6.11.29 承認 (全会一致) | 8,973万5千円の増額。補正後の総額は904億381万6千円 |
| 議案第95号 | 令和6年度立川市一般会計補正予算(第6号) | 6.11.29 6.11.29 | 6.11.29 可決 (全会一致) | 1億3,904万6千円の増額。補正後の総額は905億4,286万2千円 |

| 番号 | 案 件 名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結 果 | 内 容 |
|----------------|--------------------------------------|-------------------------------|----------------------------|--|
| 議 案 第 96 号 | 令和 6 年度立川市特別会計競輪事業補正予算（第 3 号） | 6. 11. 29 6. 11. 29 | 6. 11. 29 可 決 (全会一致) | 1,526 万円の増額。補正後の総額は 269 億 2,864 万円 |
| 議 案 第 97 号 | 令和 6 年度立川市下水道事業会計補正予算（第 2 号） | 6. 11. 29 6. 11. 29 | 6. 11. 29 可 決 (全会一致) | 下水道事業収益を 6,040 万 1 千円減額。補正後の総額は 54 億 5,188 万 5 千円。下水道事業費用を 8,300 万円減額。補正後の総額は 52 億 2,588 万 4 千円。資本的収入と資本的支出をそれぞれ 74 万 5 千円増額。補正後の総額は 20 億 395 万円と 29 億 8,906 万 8 千円。 |
| 議 案 第 98 号 | 新清掃工場整備運営事業基本契約 変更契約 | 6. 11. 29 6. 12. 6 | 6. 12. 6 可 決 (全会一致) | 契約金額を 5 億 3,921 万 3,834 円増額し、207 億 2,956 万 5,826 円に変更するもの |
| 議 案 第 99 号 | 立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（建築）請負契約 | 6. 11. 29 6. 12. 6 | 6. 12. 6 可 決 (全会一致) | 9 億 618 万円で中村建設株式会社と契約 |
| 議 案 第 100 号 | 立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（電気設備）請負契約 | 6. 11. 29 6. 12. 6 | 6. 12. 6 可 決 (全会一致) | 3 億 6,300 万円で三笠電気株式会社と契約 |
| 議 案 第 101 号 | 立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（機械設備）請負契約 | 6. 11. 29 6. 12. 6 | 6. 12. 6 可 決 (全会一致) | 5 億 6,980 万円で栄幸建設工業株式会社と契約 |
| 議 案 第 102 号 | 立川市児童館及び立川市学童保育所（南プロック）の指定管理者の指定について | 6. 11. 29 6. 12. 6 厚生産業 | 6. 12. 23 可 決 (全会一致) | 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を指定管理者に指定するもの |
| 議 案 第 103 号 | 立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所の指定管理者の指定について | 6. 11. 29 6. 12. 6 厚生産業 | 6. 12. 23 可 決 (全会一致) | 株式会社明日葉を指定管理者に指定するもの |
| 議 案 第 104 号 | 訴えの提起について | 6. 11. 29 6. 12. 6 | 6. 12. 6 可 決 (全会一致) | 市営住宅の使用料について、130 箇月にわたり、856 万 4,900 円を滞納している入居者に対し、住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払いを求める訴えを提起するもの |
| 議 案 第 105 号 | 立川市事務手数料条例の一部を改正する条例 | 6. 11. 29 6. 12. 6 | 6. 12. 6 可 決 (全会一致) | 建築基準法の改正に伴い、条例改正するもの |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|---------|---|---------------------------|--------------------------|---|
| 議案第106号 | 立川市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 6.11.29 6.12.6 | 6.12.6 可 決 (全会一致) | 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定会議予防支援等による介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行により、条例改正するもの |
| 議案第107号 | 立川市子育て支援・保健センター条例 | 6.11.29 6.12.6 厚生産業 | 6.12.23 可 決 (全会一致) | 立川市子育て支援・保健センターの設置に伴い条例制定するもの |
| 議案第108号 | 立川市議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 6.11.29 6.11.29 | 6.11.29 可 決 (全会一致) | 議会の議長、副議長及び議員の期末手当について、東京都行政職に準拠し増額を行うため、条例改正するもの |
| 議案第109号 | 立川市常勤特別職職員給与等支給条例の一部を改正する条例 | 6.11.29 6.11.29 | 6.11.29 可 決 (全会一致) | 市長、副市長及び教育長の期末手当について、東京都行政職に準拠し増額を行うため、条例改正するもの |
| 議案第110号 | 立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 6.11.29 6.11.29 | 6.11.29 可 決 (全会一致) | 東京都人事委員会の勧告に準拠し、一般職の職員の給与を改正するため、条例改正するもの |
| 議案第111号 | 立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 | 6.11.29 6.11.29 | 6.11.29 可 決 (全会一致) | 会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改正するため条例改正するもの |
| 議案第112号 | 立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 | 6.11.29 6.12.6 | 6.12.6 可 決 (全会一致) | 雇用保険法等の改正に伴い、条例改正するもの |
| 議案第113号 | 立川市組織条例の一部を改正する条例 | 6.11.29 6.12.6 総務 | 6.12.23 可 決 (全会一致) | 令和7年度の組織改正を行うため、条例改正するもの |
| 議案第114号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 6.11.29 6.12.6 | 6.12.6 可 決 (全会一致) | 刑法等の改正により、「懲役」「禁錮」の刑に替わり「拘禁刑」が創設されることに伴い、5件の条例を改正するもの |
| 議案第115号 | 令和6年度立川市一般会計補正予算(第7号) | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可 決 (賛成多数) | 27億2,410万9千円の増額。補正後の総額は932億6,697万1千円 |

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|---------|---|-------------------------|-------------------------|--|
| 議案第116号 | 令和6年度立川市特別会計競輪事業補正予算(第4号) | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 40億393万8千円の増額。補正後の総額は309億3,257万8千円 |
| 議案第117号 | 令和6年度立川市特別会計駐車場事業補正予算(第2号) | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 53万円の増額。補正後の総額は7,613万2千円 |
| 議案第118号 | 令和6年度立川市特別会計介護保険事業補正予算(第2号) | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 1億7,065万円の増額。補正後の総額は154億9,986万円 |
| 議案第119号 | 令和6年度立川市下水道事業会計補正予算(第3号) | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 官民連携基礎調査委託について、官民連携方式の導入に向けた意向調査・事業者選定方式等の検討に約1年間を要するため、債務負担行為の設定を行うもの |
| 議案第120号 | (仮称)立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事(建築・解体)請負変更契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 強度の基準値を下回ったコンクリートの撤去及び再施工が発生したため、工期限を令和7年9月30日に変更するもの |
| 議案第121号 | (仮称)立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事(電気設備)請負変更契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 建築工事の工期限変更に伴い、工期限を令和7年9月30日に変更し、契約金額を341万円増額し、1億4,509万円に変更するもの |
| 議案第122号 | 立川市立第二小学校等複合施設整備事業施設整備請負契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 59億3,450万円で関東・長井特定建設工事共同企業体と契約するもの |
| 議案第123号 | 立川市立松中小学校中規模改修工事(建築)請負変更契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 契約金額を2,819万3,000円増額し、2億7,459万3,000円に変更するもの |
| 議案第124号 | 立川競輪場施設改修工事(第2期)(建築・電気設備・機械設備)請負変更契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 契約金額を1,527万9千円増額し、18億9,957万9千円に変更するもの |
| 議案第125号 | (仮称)子育て・健康複合施設新築工事(建築)請負変更契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 契約金額を4,109万6,000円増額し、17億4,405万円に変更するもの |
| 議案第126号 | (仮称)子育て・健康複合施設新築工事(電気設備)請負変更契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 契約金額を353万1,000円増額し、3億603万1,000円に変更するもの |
| 議案第127号 | (仮称)子育て・健康複合施設新築工事(機械設備)請負変更契約 | 6.12.16 6.12.23 | 6.12.23 可決 (全会一致) | 契約金額を1,019万7,000円増額し、3億2,149万7,000円に変更するもの |

| 番号 | 案 件 名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結 果 | 内 容 |
|----------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------|--|
| 議 案 第 128 号 | 令和6年度立川市一般会計補正予算(第8号) | 6.12.19 6.12.23 | 6.12.23 可 決 (全会一致) | 8億4,560万5千円の増額。 補正後の総額は、941億1,257万6千円 |
| 議 案 第 129 号 | 立川市教育委員会委員の任命について | 6.12.23 6.12.23 | 6.12.23 同 意 (全会一致) | 岡村 幸保氏を任命 |
| 議 案 第 130 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 6.12.23 6.12.23 | 6.12.23 同 意 (全会一致) | 須崎 伸子氏を推薦 |
| 議 案 第 131 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 6.12.23 6.12.23 | 6.12.23 同 意 (全会一致) | 宮木 たつ子氏を推薦 |
| 議 案 第 132 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 6.12.23 6.12.23 | 6.12.23 同 意 (全会一致) | 大槻 正則氏を推薦 |

(2) 委員会提出案件

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|----------------|---|-------------------------|--------------------------|--|
| 委員会提出 議案第1号 | 消費者被害を防止、救済するため 特定商取引法の抜本的法改正を求 める意見書 | 6.3.4 6.3.22 | 6.3.22 否 決 | 訪問販売や電話勧誘販 売、インターネット通 販、連鎖販売取引等の被 害を防止、救済するた め、国に対し特定商取引 法の改正を求めるもの |
| 委員会提出 議案第2号 | 立川市議会委員会条例の一部を改 正する条例 | 6.3.18 6.3.22 | 6.3.22 可 決 (全会一致) | 令和6年度の組織改正 に伴い、委員会の所管を 変更するため条例改正 するもの |
| 委員会提出 議案第3号 | 立川市議会の個人情報の保護に關 する条例の一部を改正する条例 | 6.12.19 6.12.23 | 6.12.23 可 決 (全会一致) | 刑法等の改正により、 「懲役」「禁錮」の刑に 替わり「拘禁刑」が創設 されることに伴う条例 改正 |

(3) 議員提出案件

| 番号 | 案件名 | 提出年月日 付議年月日 付託委員会 | 議決年月日 結果 | 内容 |
|---------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------|----------|
| 議員提出 議案第1号 | 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書 | 6.3.18 6.3.22 | 6.3.22 可 決 (全会一致) | 80 ページ参照 |
| 議員提出 議案第2号 | 学校給食の無償化を求める意見書 | 6.3.18 6.3.22 | 6.3.22 可 決 (全会一致) | 81 ページ参照 |
| 議員提出 議案第3号 | 被災者生活支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書 | 6.3.18 6.3.22 | 6.3.22 可 決 (全会一致) | 82 ページ参照 |
| 議員提出 議案第4号 | 物価高騰から暮らしを守るための施策を求める意見書 | 6.3.18 6.3.22 | 6.3.22 可 決 (全会一致) | 83 ページ参照 |
| 議員提出 議案第5号 | 聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書 | 6.6.24 6.6.26 | 6.6.26 可 決 (全会一致) | 84 ページ参照 |

(4) その他の案件

| 案 件 名 | 付議年月日 | 議決年月日 結 果 | 内 容 |
|--------------------------------|----------|-------------------|--|
| 立川市第5次基本構想審査特別委員会委員の辞任及び選任について | 6. 2. 22 | 6. 2. 22 許可・選任 | 江口元気議員が立川市第5次基本構想審査特別委員会委員を辞任。後任の委員は7ページ参照 |
| 予算特別委員会の設置及び委員の選任について | 6. 2. 22 | 6. 2. 22 選 任 | 7ページ参照 |
| 立川市選挙管理委員会委員選挙 | 6. 3. 22 | 6. 3. 22 当 選 | 指名推薦 菊地輝雄氏、内野良一氏、長谷川朗氏、丸山恵氏 |
| 立川市選挙管理委員会補充員選挙 | 6. 3. 22 | 6. 3. 22 当 選 | 指名推薦 萩本悦久氏、井上英徳氏、谷村雅代氏、青谷典子氏 |
| 議会運営委員会委員の辞任及び選任について | 6. 6. 4 | 6. 6. 4 許可・選任 | 江口元気議員が議会運営委員会委員を辞任。後任の委員は8ページ参照 |
| 議長辞職の件 | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 許 可 | 頭山太郎議長が辞職 |
| 議長選挙 | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 当 選 | 投票 福島正美議員が当選 |
| 副議長辞職の件 | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 許 可 | 高口靖彦副議長が辞職 |
| 副議長選挙 | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 当 選 | 投票 大石ふみお議員が当選 |
| 常任委員会委員の選任について | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 選 任 | 6ページ参照 |
| 議会運営委員会委員の選任について | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 選 任 | 8ページ参照 |
| 東京たま広域資源循環組合議会議員の選挙 | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 当 選 | 指名推薦 上條彰一議員が当選 |
| 立川・昭島・国立聖苑組合議会議員の選挙 | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 当 選 | 指名推薦 わたなべ忠司議員、大沢純一議員が当選 |
| 湖南衛生組合議会議員の選挙 | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 当 選 | 指名推薦 伊藤幸秀議員、あべみさ議員が当選 |
| 議会運営委員会の継続調査の申し出について | 6. 6. 26 | 6. 6. 26 決 定 | 閉会中も継続調査とする |

| 案 件 名 | 付議年月日 | 議決年月日 結 果 | 内 容 |
|---|-------------|------------------------|--|
| 議会改革特別委員会委員の設置と選任について | 6 . 9 . 5 | 6 . 9 . 5 選 任 | 7 ページ参照 |
| 決算特別委員会の設置と委員の選任について | 6 . 9 . 5 | 6 . 9 . 5 選 任 | 7 ページ参照 |
| 議員派遣の報告について（「第 62 回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会」への参加） | 6 . 8 . 30 | 6 . 8 . 30 報 告 | 11 名の議員を派遣 R6. 8. 8 |
| 議員派遣について（「第 19 回全国市議会議長会研究フォーラム in 盛岡」） | 6 . 10 . 2 | 6 . 10 . 2 決 定 | 6 名の議員を派遣 R6. 10. 9~10 「主権者教育の新たな展開」 |
| 議員派遣について（「第 86 回全国都市問題会議」） | 6 . 10 . 2 | 6 . 10 . 2 決 定 | 8 名の議員を派遣 R6. 10. 16~18 「健康づくりとまちづくり～市民の一生に寄り添う都市政策」 |
| 議員派遣について（「第 35 回東京都道路整備事業推進大会」） | 6 . 10 . 2 | 6 . 10 . 2 決 定 | 5 名の議員を派遣 R6. 10. 22 |
| 常任委員会特定事件継続調査について（所管事務調査） | 6 . 10 . 2 | 6 . 10 . 2 決 定 | 閉会中も継続調査とする |
| 常任委員会特定事件継続調査について（行政視察） | 6 . 10 . 2 | 6 . 10 . 2 決 定 | 閉会中も継続調査とする |
| 議員派遣について（市内視察） | 6 . 12 . 23 | 6 . 12 . 23 決 定 | 26 名の議員を派遣 R7. 2. 4 |
| 議員派遣について（第 63 回東京都市議会議員研修会） | 6 . 12 . 23 | 6 . 12 . 23 決 定 | 26 名の議員を派遣 R7. 2. 7 |
| 文書質問の報告について | 6 . 11 . 29 | 6 . 11 . 29 報 告 | 113 ページ参照 |
| 議会改革特別委員会委員の辞任及び選任について | 6 . 11 . 29 | 6 . 11 . 29 許 可・選 任 | さとうゆき議員が議会改革特別委員会委員を辞任。後任の委員は 7 ページ参照 |

(5) 請願

| 番号 | 件名 | 提出者 | 受理年月日 付議年月日 付託委員会 | 審議年月日 経過・結果 |
|----|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------|----------------|
| 1 | 視覚障害者の憲法第21条に係る権利の確保に関する請願 | 東京都立川市 立川市視覚障害者福祉協会 会長 野本矩通 | 6.8.21 6.9.5 総務 | 6.10.2 採択 |

請願第1号

立川市議會議長 質

令和6年8月21日

請願書

請願者：立川市視覚障害者福祉協会

会長：野本 矩通

東京都立川市富士見町1-19-8

紹介議員：高口 靖彦
野本 早苗

請願要旨

視覚障害者の憲法第21条に係る権利の確保に関する請願

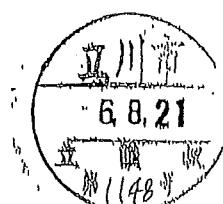
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき視覚障害者への情報を確保する。

請願事項

- すべての選挙時の視覚障害者用音声CDを18歳以上の有権者へ全戸配布
(現状は選挙管理委員会2枚/中央図書館3枚のみ)
- 電話での候補者情報の発信

添付書類：請願者住所、氏名

78名

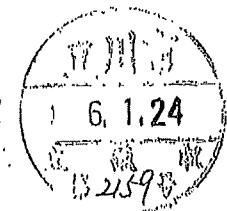


(6) 陳 情

| 番号 | 件 名 | 提 出 者 | 受理年月日 付議年月日 付託委員会 | 審議年月日 経過・結果 |
|------|--|---|-------------------------------|-----------------|
| 6-1 | 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情 | 東京都千代田区霞が関 東京弁護士会 会長 松田 純一 ほか2名 | 6. 1. 24 6. 2. 19 総務 | 6. 3. 22 不採択 |
| 6-2 | 土地利用規制法に基づく「特別注视区域」「注視区域」指定に関して国へ意見書の提出を求める陳情 | 東京都立川市 ※住所、氏名は申し出により非公開 | 6. 2. 8 6. 2. 19 総務 | 6. 3. 22 不採択 |
| 6-3 | 対外的情報省と横田基地について意見書提出に関する陳情 | 愛知県安城市百石町 社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助 | 6. 3. 13 — — | 机上配付 |
| 6-4 | 災害発生時の用水確保策に関する陳情 | 東京都立川市 たちかわ・財政を考える 代表 増田 正三郎 ほか5名 | 6. 5. 22 6. 6. 11 総務 | 6. 6. 26 採択 |
| 6-5 | 母(王乖彦)が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情 | 東京都荒川区 張 一文 | 6. 7. 3 — — | 机上配付 |
| 6-6 | 対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出に関する陳情 | 愛知県安城市百石町 社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラの会」 代表 加藤 克助 | 6. 8. 7 — — | 机上配付 |
| 6-7 | 国に対し、当面の間現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書の提出を求める陳情書 | 東京都立川市 東京土建一般労働組合多摩西部支部 代表 清水 政廣 | 6. 8. 20 6. 9. 5 厚生産業 | 6. 10. 2 不採択 |
| 6-8 | 指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情 | 東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領 | 6. 10. 24 6. 12. 6 総務 | 6. 12. 23 採択 |
| 6-9 | 指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情 | 東京都西多摩郡瑞穂町 立憲共和党 代表 角田 統領 | 6. 10. 24 6. 12. 6 環境建設 | 6. 12. 23 採択 |
| 6-10 | 東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を立川市でも導入要望に関する陳情 | 東京都立川市 奥澤 優耶 ※住所は申し出により非公開 | 6. 11. 21 6. 12. 6 厚生産業 | 6. 12. 23 採択 |

陳情第1号

消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書
を政府等に提出することを求めることに関する陳情



2024年(令和6年)1月19日

立川市議会議長 殿

陳情者

郵便番号 100-0013
住 所 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館6階
団体名 東京弁護士会
氏 名 会長 松田 純
連絡先 [REDACTED]

郵便番号 100-0013
住 所 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館11階
団体名 第一東京弁護士会
氏 名 会長 萩原 優
連絡先 [REDACTED]

郵便番号 100-0013
住 所 東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館9階
団体名 第二東京弁護士会
氏 名 会長 小川 恵
連絡先 [REDACTED]

第1 陳情の趣旨(要旨)

立川市議会が、国会及び政府に対し、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するために、参考資料のとおり、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書を提出することを採択していただくよう陳情いたします。

第2 陳情の理由

1 特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)は、訪問販売等消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者による不公正な勧誘行為等の取り締まり等を行う法律です。

これまで同法は、幾度も改正が繰り返されてきましたが、2016年の法改正(以下「平成28年改正」といいます。)の附則第6条に、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特定商取引に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とのいわゆる5年後見直しが定められました。

そして、同改正法の施行が2017年12月1日であることから、2022年12月1日に6年を経過しました。

2 令和4年版消費者白書によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談は85,2万件であり、ここ15年ほど高止まりが続いている状況です。そして、この消費生活相談のうち、特定商取引法の対象取引分野に関する相談は全体の54.7%という高い比率を占めています。

そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特定商取引法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えています。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%と圧倒的多数を占めており、判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれます。

また、令和4年版消費者白書によると、世代全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展やコロナ禍の影響からインターネット通販におけるトラブルが増加しています。

さらに、マルチ取引は、相談件数全体に占める割合は1.1%であるものの、20歳代においては5.1%と高い比率を示しており、今後は2022年4月の成年年齢引下げに伴う被害の増加が心配されます。

以上により、平成28年改正後も特定商取引法の対象取引分野における消費者相談は高止まりを示しており、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するためには、この5年後見直しを機に、特定商取引法の抜本的改正がなされることが急務となっています。

3 具体的には、特定商取引法における対象取引分野のうち、訪問販売・電話勧誘販売、通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について、以下のような改正がなされるべきです。

(1) 訪問販売・電話勧誘販売について

消費者が望んでいない訪問や電話による勧誘は、高齢者などを中心に、断り切れずに不本意な契約をしてしまうことが少なくなく、消費者トラブルの温床となっています。そして、特定商取引法は、第3条の2第2項や第17条において、消費者が契約を締結しない旨の意思を表明した場合に、事業者が勧誘を行うことを禁止しています。

そこで、少なくとも消費者が予め勧誘を拒絶した場合には、訪問販売、電話勧誘を受けたくないという消費者の意思の尊重を徹底する仕組みが必要です。

訪問販売においては、消費者が「訪問販売お断り」と記載された貼り紙等（以下「ステッカー」といいます。）を家の門戸に貼付した場合には、特定商取引法第3条の2第2項による「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文上明らかにすることが考えられ、また、電話勧誘販売においては、消費者が事

前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度、すなわち、電話勧誘を受けたくない人が電話番号を登録機関に登録することとし、登録された番号には事業者が電話勧誘することを禁止する制度（Do-Not-Call 制度）を導入すべきです。

さらに、訪問販売や電話勧誘販売においては、店舗販売と比較して、店舗を持つことなく営業を行うことが可能であることから、信用力の低い事業者の参入も容易であり、不正な勧誘行為を行いながらその所在を変えて事業を繰り返すことも可能となっています。そこで、訪問販売や電話勧誘販売においても、店舗販売に準ずる信頼を確保するために、事業者の登録制を導入すべきです。

(2) 通信販売について

現在の特定商取引法では、他の特定商取引法の取引類型と異なり、通信販売については、再勧誘の禁止や威迫困惑行為の禁止等の行政規制が定められておらず、また、クーリング・オフや不実告知による取消権等も設けられておりません。

そもそも、特定商取引法の通信販売は、消費者がカタログを閲覧して申込みをする形態やインターネットで自らがウェブサイトを閲覧し、吟味した上で申込みをする形態が想定されています。

しかしながら、近年、通信販売で急増している消費者トラブルにおいては、消費者が自ら積極的に通信販売業者のウェブサイトを閲覧して申込みをするのではなく、消費者が日常的に利用している SNS を通じて事業者からメッセージが送られてきたり、SNS 上の広告を見たことがきっかけでインターネットを通じて事業者やその関係者から勧誘され、申込みに誘導される例が多くみられます。

このような手段による勧誘は、消費者からすれば、突然一方的に示されるものであって不意打ちは高く、また、スマートフォンなどを用いた一対一でのやりとりが中心となるため、密室性が高い点で、訪問販売や電話勧誘販売と同様の問題点があります。

そこで、このようなインターネットを通じて勧誘が行われる場合には、通信販売においても、行政規制やクーリング・オフ及び不実告知等の取消権を規定するべきです。

また、現在、通信販売業者による解約・返品に関する受付体制整備義務や解約・返品の申出方法（解約受付方法）についての規制は特段存在しません。

しかし、インターネット上の通信販売に関するトラブルにおいて、ウェブサイト上で購入の申込みを受け付けている通信販売業者が、ウェブサイト上での解約受付体制を設けていないケースや、近年増加しているサブスクリプション契約でも解約方法が分からぬ等のトラブルが発生しています。また、同様に「電話による解約のみ受け付ける」旨を表示しておきながら、消費者が架電してもいつこうに繋がらず、解約ができないケースも見受けられます。

そこで、インターネットを利用した通信販売において消費者が解約を希望する場合、契約申込みと同様の方法（ウェブサイト上の手続き）による解約申し出の方法

を定めることを通じて販売業者に義務付け、迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整えさせが必要です。

さらに、インターネット広告画面の中には、消費者の誤認を招く不公正な表示がなされている事例が少なくない事から、広告表示においても、通信販売業者が網羅的で正確かつわかりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保を法令等で明確化することが必要です。

また、インターネットやSNS上の詐欺的な広告や勧誘をみて通信販売を利用した消費者が被害を被った場合でも、その広告上に通信販売業者の氏名や名称、住所などが十分に記載されていないことから、訴状における当事者の特定ができず、被害回復を図れないケースが多くみられます。

そこで、連絡先が不明な通信販売事業者及び当該事業者の勧誘者等により自己の権利を侵害された者は、SNS事業者、プラットフォーマー等に対し、通信販売業者及び勧誘者を特定するための情報の開示を請求できるようにすべきです。

(3) 連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）について

全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）によるマルチ取引に関する消費生活相談の件数は、毎年ほぼ1万件以上の相談が続いている上、2020年度の相談件数1万171件のうち、20歳未満及び20歳代の相談件数が4996件と全体の49%を占めるなど、近年は、若者がトラブルに遭う割合が増加しています。

勧誘方法も、インターネット等を利用してメール、SNS等によるものが増加しており、組織の実態、中心人物の特定やその連絡先を知ることができず、自分を勧誘した相手方の素性もわからないなど、被害の回復が困難なケースが増加しています。

そもそも、マルチ取引においては、単なる物品販売とは異なり、特定利益の収受を目的として、一定期間にわたり取引を続けることが想定されることから、連鎖販売取引業者には、組織、責任者、連絡先等を明確化させ、取扱商品・役務の内容・価額、特定利益の仕組み、収支・資産の適正管理体制、トラブルが生じた場合の苦情処理体制や責任負担体制の明確化が求められるものというべきです。

そこで、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すべきです。

また、近時、物品販売等の契約を締結した後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られる旨を告げてマルチ取引に誘い込む事例、つまり、特定取引の収受に関する説明を後出しするマルチ取引（以下「後出しマルチ」といいます。）のトラブルが増えています。

後出しマルチは、大学生などの若者がターゲットにされることも多く、簡単に利益が得られるかのような勧誘を受けて、借金などをして投資に関する情報商材等を購入したもの、勧誘時の説明と異なって利益が得られない事態となつた場面で、「他の者（友人など）を勧誘して情報商材に関する契約を獲得すれば、利益が得られる」などと勧誘し、借金の返済に窮した消費者が自らも勧誘員となって新規契約

者の勧誘に走るという構造にあります。後出しマルチの手法によって勧誘員となつた者は、購入した情報商材等が説明どおりの価値を有しないことを認識した上で他者の勧誘に走る点で、新規契約者を獲得することによって利益を得ることを目的とした不当な勧誘が繰り返されやすいという点で、問題性が非常に高いと言えます。

そして、現在の特定商取引法第33条第1項では、特定利益を收受し得ることをもって誘引し、特定負担を伴う取引をすることが連鎖販売取引の要件とされていることから、後出しマルチを展開する事業者などは、特定負担の契約締結時に特定利益を收受し得ることを誘引行為として用いていないから特定商取引法の適用がないものと主張し、クーリング・オフによる解約に応じない事業者も存在しています。

そこで、特定商取引法第33条を改正し、現行法の連鎖販売取引の定義規定に後出しマルチの類型も加えて、脱法的な後出しマルチ取引を防止する必要があります。

また、前述の若者がトラブルに遭うケースが増加していることからもわかるように、社会的経験が乏しい者との間のマルチ取引は、そもそも適合性原則に違反するものというべきです。また、先行する契約の際に債務を負担しているケースや、前述の後出しマルチのようなケースは、他者を勧誘することによる利益を得ることが目的となるあまり、無理な勧誘を行いがちとなるため、そもそもそのような者に対する紹介利益提供の勧誘自体を禁止すべきといえます。

そこで、22歳以下の者、先行する契約として投資等の利益収受型取引を締結した者、先行する契約の対価に係る債務を負担している者など不適合者に対する紹介利益提供契約の勧誘等を禁止すべきです。

- 4 以上の理由により、消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、貴議会に陳情いたします。

《住所・氏名は非開示申請に基づく》

陳情第2号

土地利用規制法に基づく「特別注視区域」「注視区域」指定に関して国へ意見書の提出を求める陳情

住所 立川市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(連絡先の電話番号) [REDACTED]

1. 陳情の要旨

土地利用規制法に基づき「特別注視区域」や「注視区域」に指定された地域や周辺の住民に対し、政府が同法や運用に関し十分な説明責任を果たすとともに、その運用に当たっては関係機関が経済活動の自由や財産権、表現の自由など日本国憲法が保障する基本的人権を侵害することのないよう、国へ意見書を提出してください。

2. 陳情の理由

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（略称：土地利用規制法、重要土地等調査法）が2021（令和3）年6月16日、参院本会議で可決、成立しました。

同法は、安全保障上重要な施設等の機能を阻害する土地利用の防止を目的に掲げ、重要施設等敷地の周囲約1キロを「注視区域」「特別注視区域」に指定。政府は両区域で土地利用状況を調査したり、機能阻害の恐れがある土地利用等を禁止したりすることができます。違反者には刑事罰を課す内容です。また、特別注視区域では200平米以上の土地等売買に際し、事前の届け出が必要となります。

昨年12月に発表された4回目の指定候補地には、本市所在の陸上自衛隊立川、東立川両駐屯地周辺が注視区域として、航空自衛隊横田基地、米軍横田飛行場周辺が特別注視区域として含まれています。

同法に関しては、経済活動の自由や財産権、思想・信条の自由、表現の自由など、日本国憲法が保障する基本的人権が制約・制限される懼れが指摘され、指定区域での地価下落や不動産取引の減少も懸念されています。調査の対象や項目が不明確なため、対象等の拡大を懸念する声も出ています。

本市においても不安や懸念の声が出ており、国に対し下記の対応をとるよう要請することを要望します。

記

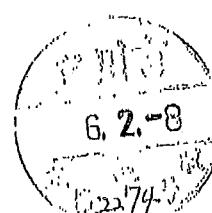
1. 本市の大部分が指定区域となるため、市民が納得できる説明を行うこと。
2. 運用に当たっては財産権、表現の自由など国民の基本的人権を侵害することのないようにすること。
3. 土地利用状況調査では対象等を最小限に留め、調査対象者が①自ら対象となったこと②取得された情報の中身を知ることができるようにして、市民のプライバシー権等が侵害されないようにすること。
4. 土地利用について中止の勧告や命令を出す場合、何をどう機能阻害と判断したのか理由を明らかにすること。

以上

2024（令和6）年2月8日

立川市議会

議長 頭山太郎殿



令和6年5月22日

災害発生時の用水確保策に関する陳情

住 所 立川市上砂町5丁目60番1号

リーベスト立川 207号

団体名 たちかわ・財政を考える

代表者氏名 増田 正三郎 [REDACTED]ほか 5名

(代表者の電話番号 [REDACTED])

1 陳情の要旨

立川市内の小・中学校にある、現在使用されていない井戸11か所を、災害時の生活用水確保を目的とした、手押しポンプで使用できる井戸として、整備してほしい。

* 現在使われていない井戸11か所は、以下の通りです。

小学校=立川第1小・2小・3小・4小・5小・6小・7小・9小・10小・新生小学校

中学校=立川第2中学校

2 陳情の理由

私達、たちかわ・財政を考えるでは、「災害発生時の生活用水確保」を目的とした手押しポンプを、小・中学校や公共施設などに設置してほしい」として、令和3年11月15日に、陳情21号「災害発生時の生活用水確保策に関する陳情」を、議会市議会に提出させていただきましたが、継続審議中に令和4年の立川市議会議員選挙の実施に伴い、結論が出ないまま廃案となってしまいました。

しかし、本会いたしましては、「災害発生時における生活用水確保」は、重要な課題であると考えて、会員による更なる調査・研究を進めて参りました。昨年4月には、多摩地域26市の市長宛に、「災害発生時における生活用水の確保を目的とした井戸」の設置状況等についてのアンケート調査を実施し、20市から回答を頂くことができました。～調査結果は、別添（資料1）のとおりですが、「生活用水の確保を目的として考えられている井戸」の20市の合計本数は、1,092本で、その内、約70%が個人所有の井戸であること。

・常時市民が利用できる井戸は、1,092本のうち74本に過ぎないこと。

・井戸の多くが、個人の管理に任されていることなど、多摩地域における災害対策用井戸の現状を知ることができます。また、廃案となった陳情時の議事録を見返す中で、①陳情の趣旨については、議員さん方の賛同が頂けていること。②但し、実現するためには、いくつかの問題点が指摘されたこと。③災害発生時の生活用水確保に関する市側の考え方があること。を再度確認し、調査を進めてまいりました。

前回の陳情に対し、議員から出された問題点として、「井戸を掘るということは非常にリスクが大きい。地盤沈下の心配もある。従来ある井戸をいかに利用するか、行政では非考えていただきたい。」とする指摘がなされております。

これらのご指摘の点を踏まえて、問題点の調査をしたところ「私たちが想定する井戸の深さ 20Mから 40Mの井戸の場合は見積もり料金を含めて一本当たり 20 万円から 50 万円程度で削井ができること。」また、地盤沈下については、「大きな工場などで大量の水を使う場合を除き、生活用水程度で使う場合は、全く支障がないこと。」～「日本のダムの貯水量の合計が、約 200 億トンであるのに対し、地下水として貯水される水の量は、1 兆トン以上もあり、多摩地域で井戸水を一斉に使用したとしても、井戸水が枯れることはないこと」などの調査結果を得ることができました。

また、市側の考え方としては、「今ある井戸をどうやって活用していくのか、市内にあるものを活用していくというのが生活用水を確保していくうえで、重要だと考えており、市の南側の用水確保というのは課題だというふうに考えている」とのご答弁・考え方方が示されていることが確認できました。

今年 1 月 1 日、石川県能登半島で発生した大地震により、被災地では、現在でも、不自由な生活を強いられています。特に、水道の復旧には時間がかかるため、住民が、井戸を掘ることによって、生活用水を確保している地域もある、と伺っています。

今回の調査を通して、立川第 1 小・2 小・3 小・4 小・5 小・6 小・7 小・9 小・10 小・新生小学校と立川第 2 中学校の合計 11 校に現在使われていない、ふたをされた井戸があることが解りました。

小・中学校は、災害時の一時避難場所でもあり、11 校のうち、9 校は、立川市の中部・南部地域に点在する形となっています。

以上の点からも、現在課題となっている南部地域の使用されていない井戸を活用して、災害発生時の生活用水確保を目的とした井戸を設置することは、有効な生活用水確保策と考えます。

現在使用されていない 11 か所の井戸を活用し、災害時に最も不足する生活用水の確保策として、人力で使用できる「手押しポンプ式の井戸の整備」を陳情いたします。

令和 6 年 5 月 22 日

立川市議会

議長 頭山 太郎殿

陳情資料1

「災害発生時の生活用水確保策としての井戸」の設置状況等に関する調査結果
ご回答いただいた・20市の集計

1 該当する井戸の本数

20市合計 1,092 本

2 該当する井戸の利用状況

常時利用できる井戸=74 本

(内訳=調布市 29、日野市 1、国分寺市 23、稻城市 19、西東京市 2 合計 74 本)

3 該当する井戸の保管者

市=117 本 (10%)

団体(自治会等)=90 本 (8%)

個人=766 本 (70%)

管理状況不明市分=124 本(11%)

4 該当する井戸の設置場所

公共施設=147 力所

私有地=799 力所

5 プールの水の活用状況

風呂に使用できる 5 市

選択に使用できる 7 市

掃除に使用できる 9 市

トイレのみに使用する 19 市

不明(回答なし) 1 市

以上

陳情第7号

国に対し、当面の間現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める
意見書の提出を求める陳情書

立川市議会議長 福島正美 様

〒190-0008

住 所 立川市栄町3-29-19

東京土建一般労働組合多摩西部支部

代表者 清水 政廣

電 話 [REDACTED]

【陳情（請願）要旨】

2024年12月2日の健康保険証発行終了を見直し、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求めるよう国に要請してください。

【理由】

2023年12月、同6月成立の改正マイナンバー関連法の施行期日について本年12月2日とする旨の政令が発せられ、同日をもって健康保険証を廃止することとされました。

現行の健康保険証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらに医療現場では、依然として、カードによる資格確認が正確にできない（機械の故障・誤作動・紐づけ誤り・登録遅延）などのトラブルが後を絶たず、保険資格確認の手段としては確実なものとは言えない状況です。

政府が進めるマイナンバーカードの普及施策と健康保険証としての登録促進施策により、マイナンバーカードの取得者と健康保険証としての利用登録者は一定増加してきはいるものの、医療機関でのマイナ保険証利用率は、2024年4月は6.56%と低迷している状況です。

また、オンライン資格確認等システムの導入に対応しきれない地域の医療機関も一定数あり、開院という選択肢を取らざるを得ないという現状も生まれています。これは政府が目指している「かかりつけ医機能の發揮」という観点からみても、地域の医療を支える担い手が不足することになり、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることも懸念されます。

日本の医療制度はいつでもどこでも誰でも必要な時に日本国内で均しく医療給付を受けられる「国民皆保険」制度を探っています。

上記のような状況の中で、現行の健康保険証を廃止にすれば、同制度は機能不全に陥りかねません。

日本が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持・存続させるため、国に対し、2024年12月以降も現行の健康保険証の交付を継続し、当面の間、マイナ保険証と現行の健康保険証の両立を求める意見書の提出を要望します。

以上

(連絡)

令和6年8月20日

(連絡先)

住 所 立川市栄町3-29-19

東京土建一般労働組合多摩西部支部

代表者 清水 政廣

電 話 [REDACTED]

担当: 嶺村 靖秀

小笠原一樹

備考

陳 情 書

2024年10月21日

議会議長 殿

東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏183番地3

立憲共和党代表 角田 統領

指定管理者及び開発道路の疑惑解明を求める陳情

第1 陳情の趣旨

1 次のことについて、明らかにすることを求める。

(1) 指定管理者が管理する各「公の施設」に付随する、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」の『期限の利益』の保障となる「事務所」の位置が、条例で定められているか。

(2) 当該指定管理者が管理する各「公の施設を利用する権利に関する処分」について、「指定」処分者である行政庁の「管理に属しない行政庁」である指定管理者がした当該「処分」を「取り消し、又は停止することができる」か。

(3) 当該指定管理者は、協定書により、数年間の有期的存在であり、期間満了をもってその指定管理者は消滅するから当該「管理に属しない行政庁」も消滅するか。

(4) 協定書は、それにより指定管理者は「受託業務」を履行し、委託行政庁は対価としての「委託料」を支払うという、両者の共同行為によって成立する「双務契約」であるか。

(5) 委託行政庁は対価としての「委託料」を支払わないという、両者の共同行為によつて成立する協定書は「片務契約」であるか。

(6) 指定管理者における、労働基準法第107条（労働者名簿）、同法第108条（賃金台帳）、同法第109条（記録の保存）の規定に基づく、「各事業場ごとに」法定帳簿を調整・保存する義務者である「使用者」名は、何か。

(7) 指定管理者は、労働基準法が規定する法定帳簿を「事業場ごとに」調整・保存しているか。

(8) 消費税法第5条は「1 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。」と規定するが、指定管理者は、当該消費税納税義務者としての「事業者」であるか。

(9) 指定管理者が管理する「公の施設」に、公文書は存在するか。

(10) 指定管理者が管理する以前には、各「公の施設」で行政庁の財源として収入とされ、地方財政法第3条第2項の規定により、「予算に計上」されていた公金について、指定管理者が管理した以後にも、委託行政庁の財源として公金の収入とされ、「予算に計上」されているか。

(11) 受任行政庁としての指定管理者は、その者が管理する各「公の施設」の業務として、



地方自治法第153条に基づく「普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部」について、委任行政庁の「委任」を受けて行っているか。

(12) 当該各「公の施設」の業務の従事者の職務行為には、国家賠償法が適用され得るか。

(13) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」の職員は、刑法第7条第1項の「公務員」であるか。

(14) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」は、刑法第7条第2項の「公務所」であるか。

(15) 将棋においては、「歩」が「敵陣に侵入」という要件を満たせば「と金」に「成り」、その性格が「金」と同化する「変動をもたらす」が、指定管理者においては、条例の「読み替え」規定により、指定管理者が、地自法第153条第2項の「行政庁の設置条例」制定もなく、私的団体としての「法人その他の団体」(地自法第244条の2第3項)としての法的地位から、行政庁としての「市長」等と同格の、地自法第244条の4の「以外の機関」である「行政庁」への「法的地位の変動をもたらす」偽装であり、将棋においては「敵陣侵入」が「と金」変身の要件であるところ、「行政庁設置条例」制定要件を満たさないでも、同「以外の機関」が成立するという解釈であるか。

(16) 「行政庁設置条例」制定要件は、地方自治法第4条、同法第153条、同法第154条の2、同法第155条等に基づくものであるか。

(17) 行政庁が協定書で、指定管理者に「管理委託料を支払わない」とするものはあるか。

(18) すべての指定管理者は、「会計を独立」させているか。

(19) 指定管理者が「会計を独立」させていないものは、何件あり、その理由は何か。

行政庁は、全ての開発道路を管理しているか。

(20) 行政庁が事業者として直営している「公の施設」と直営していない「公の施設」は、それぞれ何件あるか。

(21) 行政庁が直営していない「公の施設」とは、事業者が行政庁から指定管理者に変わったということか。

(22) 行政庁が管理していない開発道路は、何件あるか。

(23) 開発道路で、行政庁が管理していない理由は何か。

(24) 全ての開発道路は、国家賠償法第2条の「道路」として、同法が適用されるか。

(25) 全ての開発道路について、固定資産税は、免除されているか。

(26) 開発道路について、固定資産税が課税されているのは何件で、総額はいくらか。

第2 陳情の原因

1 関係法令について、次のものがある。

【行政事件訴訟法第11条（被告適格）

処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者

を被告として提起しなければならない。

- 一 処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 二 裁決の取消しの訴え当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】

【行政手続条例第7条（申請に対する審査、応答）】

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。】

【地方自治法第4条】

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならぬ。】

③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。】

【地方自治法第153条】

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。】

【地方自治法第154条の2】

普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。】

【地方自治法第155条】

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。】

③ 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。】

【地方自治法第156条】

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分について）】

普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。】

【労働基準法第107条（労働者名簿）】

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。② 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。】

【労働基準法第108条（賃金台帳）】

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。】

【労働基準法第109条（記録の保存）】

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。】

【地方財政法第3条（予算の編成）】

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そゝくべし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。】

【国家賠償法第1条】

国又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。】

【刑法第7条（定義）】

この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に從事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。】

【羽村市農産物直売所条例第6条（使用の承認）
直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。】

【羽村市農産物直売所条例第25条（準用規定）

第4条から第7条まで、第9条及び第22条第2項の規定は、第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第22条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。】

【国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任すべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。】

第3 陳情の理由

- 1 指定管理者制度に関する疑義がある。
- 2 開発道路に関する疑義がある。

▲開発道路問題について

関係法における「道路」の定義

- ・都市計画法第4条（定義）の第14項では「この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。」とされる。
- ・道路法第3条（道路の種類）の第4号では「市町村道」とされるが、第4条（私権の制限）の「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」とされる。
- ・建築基準法第42条（道路の定義）

この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 （略）

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

4 第一項の区域内の幅員六メートル未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員四メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかるらず、同項の道路とみなす。

一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

・国家賠償法第2条では「道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」とされる。

・刑法第124条（往来妨害及び同致死傷）では「陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞そくして往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。2前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」、第128条（未遂罪）では「第百二十四条第一項、第百二十五条並びに第百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。」と規定されている。これに関連しては、刑事訴

訟法第239条第2項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

▲道路管理課のある担当者は、「我々は、道路法に基づいて仕事をやっています。」と言う。「都市計画法の開発道路で「行き止まり道路」については、管理していますか。」と聞くと「道路法の道路ではないから、管理してません。都市計画法の開発道路のことは、都市計画課の方で聞いてください。」と言い、縦割りの弊が顕現し、関係法の整理（一般法・特別法）がされていないということは、首長の認識もゴチャマゼ状態だということである。

古今東西、組織運営の基本は、団体の隊列の如く、縦割りの規律が求められる。しかし、横の連絡という、もうひとつの規律が不可欠である。それが、競合する一般法・特別法の優劣整理である。競合しないものについては、一般法が適用される。その横の連絡規律が欠けている。

▲都市計画法第40条（公共施設の用に供する土地の帰属）は、公共施設に含まれる道路の権利について「自ら管理」を認めており、道路法も4条4号では「但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」として、道路の土地については、競合していない。

道路課の「市町村が管理する道路は、全て公道であって、それ以外は私道である」という固定観念から、申請に基づく道路認定以外に公道はないかの如くが、管理を拒否する理由である。

▲違法の疑義解明のためには、これらの「道路」関係の法律についての整理調整が求められる。

(陳情の理由 追加) 参照ブログ【 オンブズ大統領 】

241027▲指定管理者制度は地方自治法を「逆走」中・・オンブズ大統領（立憲共和党代表
角田 統領=通称・大統領）

▲指定管理者制度は、地方自治法を「逆走」している感がある。基本法条項を無視して、潜
脱的解釈をして特別法を偽装し、暴走している。

本来、地方自治法第244条の「公の施設」は、「不採算事業」である。

これを2003年の地自法改正による指定管理者制度の導入で、「インセンティブ」、「民
間事業者のノウハウ活用」などと喧伝して、「法人その他の団体」として営利企業参入を可
能とする「採算事業化」の橋頭堡とされたのが方自治法第244条の2第3項である。

この条文の「(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)」が
が方自治法第244条の2第4項との関係で「同名異格」という「逆走の事件現場」である。

前代未聞、立法政策上、議会史上、知る限り、有り得ない景色である。

地方自治法第244条の2第3項の「普通地方公共団体が指定するもの」としての「法人
その他の団体」の法的地位は「私」であり、方自治法第244条の4の「普通地方公共団体
の長以外の機関（指定管理者を含む。）」の法的地位は「公」であり、両者は同名異格である
から、当該両者の「私」から「公」への法的地位の変動には、地方自治法第153条第2項
で「その管理に属する行政庁に委任」するためには、当該公の施設の行政庁設置条例制定が
必要である。

▲「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委
任することができる」（地自法153条2項）ためには、「福祉事務所の設置」の例と同様に、
「その管理に属する行政庁」の設置条例が議会で制定されるべき立法案件であり、「機関」
の組織規定及び「委任」規定の設置は首長の権限であり、公の施設の機関の職員の人事権の
行使としての任命も、法定要件であるが、これが欠けている。

▲現状は、地自法第244条の2第3項を潜脱的解釈で制定した欠陥条例で「逆走」暴走し
て「私」から「公」に転倒詐称し、公の施設の処分庁設置条例が制定されていないにもかか
わらず、「我こそは、指定者の管理に属さない処分庁なり」（公の施設利用承認書・教示事項）
旨の趣旨を述べて、行政事件訴訟法第11条の被告適格について、指定管理者が同条第2項
の「処分取消訴訟の被告である」旨を詐称している。

▲指定管理者の軽犯罪法違反

行訴法11条第2項の被告適格者は、「公職名」であり、その職にない者がこれを公然と
使用すれば、軽犯罪法第1条第15号違反である。

【軽犯罪法第1条

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

15 官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外国に
おけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのにかかわらず、法令により定められ
た制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作った物を用いた者】

▲行政庁の首長に指定されて協定締結権を付与され、契約である「協定書」締結後に、場合によってはその指定管理者の法的地位を取消される、すなわち「生殺与奪の権を首長に握られている」にもかかわらず、「その管理に属さない行政庁である」と詐称している。けだし、指定管理者を行政庁とする組織法上の規定がないから「その管理に属さない行政庁」でもない。

▲普通地方公共団体の議会において、公の施設の行政庁設置条例を定めておらず、当該行政庁の事務所の位置も条例で定めておらず、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」という規定の「事務所の位置」が不明であるから、同規定により保障されるべき「期限の利益」が侵害され「社会的危険」を生じさせており、議会には、不作為の違法がある。

【地方自治法第156条】

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第4条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕】

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならない。】

【地方自治法第14条】

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

▲公の施設に係る「行政庁の事務所設置条例制定懈怠」が頗著であり、この不作為は、コンプライアンス（遵法）義務に反し、基本法に反する故意性もあるから、議会における不作為の違法である。

▲前掲の千葉地裁判決（平成16年4月2日）を見ても、「権限の委任の法理について行政法上明文の規定は存在せず」としているが、地方自治法第153条に「権限の委任の法理」の明文規定があり、関係条項として前述の、地自法156条及び地自法4条14項等が「聖域なき構造改革」の名の下に、基本条項が「ある」にもかかわらず、これを黙殺して逆走するという暴挙が行われている。

▲国家賠償法に関する判例で、指定管理者の事例ではないが、県から委託を受けた民間養護施設の被用者である職員を「公務員」と認めたものとして「暁学園事件」がある。

【被告愛知県から委託された暁学園の施設長の行う養育監護行為は国家賠償法上

の公権力の行使に該当すると解されるのであるから、施設長は、国家賠償法1条1項の公務員に該当する。】

▲指定管理者の被告適格問題としての行政事件訴訟法11条第2項（行政庁の管理に属さない行政庁）

【行政事件訴訟法
241027▲指定管理者制度は地方自治法を「逆走」中・・・オンブズ大統領（立憲共和党代表角田 統領=通称・大統領）

▲指定管理者制度は、地方自治法を「逆走」している感がある。基本法条項を無視して、潜脱的解釈をして特別法を偽装し、暴走している。

本来、地方自治法第244条の「公の施設」は、「不採算事業」である。

これを2003年の地自法改正による指定管理者制度の導入で、「インセンティブ」、「民間事業者のノウハウ活用」などと喧伝して、「法人その他の団体」として営利企業参入を可能とする「採算事業化」の橋頭堡とされたのが方自治法第244条の2第3項である。

この条文の「(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)」が方自治法第244条の2第4項との関係で「同名異格」という「逆走の事件現場」である。

前代未聞、立法政策上、議会史上、知る限り、有り得ない景色である。

地方自治法第244条の2第3項の「普通地方公共団体が指定するもの」としての「法人その他の団体」の法的地位は「私」であり、方自治法第244条の4の「普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）」の法的地位は「公」であり、両者は同名異格であるから、当該両者の「私」から「公」への法的地位の変動には、地方自治法第153条第2項で「その管理に属する行政庁に委任」するためには、当該公の施設の行政庁設置条例制定が必要である。

▲「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる」（地自法153条2項）ためには、「福祉事務所の設置」の例と同様に、「その管理に属する行政庁」の設置条例が議会で制定されるべき立法案件であり、「機関」の組織規定及び「委任」規定の設置は首長の権限であり、公の施設の機関の職員の人事権の行使としての任命も、法定要件であるが、これが欠けている。

▲現状は、地自法第244条の2第3項を潜脱的解釈で制定した欠陥条例で「逆走」暴走して、「私」から「公」に転倒詐称し、公の施設の処分庁設置条例が制定されていないにもかかわらず、「我こそは、指定者の管理に属しない処分庁なり」（公の施設利用承認書・教示事項）旨の趣旨を述べて、行政事件訴訟法第11条の被告適格について、指定管理者が同条第2項の「処分取消訴訟の被告である」旨を詐称している。

▲指定管理者の軽犯罪法違反

行訴法11条第2項の被告適格者は、「公職名」であり、その職にない者がこれを公然と使用すれば、軽犯罪法第1条第15号違反である。

【軽犯罪法第1条

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

① 官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外国におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのにかかわらず、法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作った物を用いた者】

▲行政庁の首長に指定されて協定締結権を付与され、契約である「協定書」締結後に、場合によってはその指定管理者の法的地位を取消される、すなわち「生殺与奪の権を首長に握られている」にもかかわらず、「その管理に属さない行政庁である」と詐称している。けだし、指定管理者を行政庁とする組織法上の規定がないから「その管理に属さない行政庁」でもない。

▲普通地方公共団体の議会において、公の施設の行政庁設置条例を定めておらず、当該行政庁の事務所の位置も条例で定めておらず、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」という規定の「事務所の位置」が不明であるから、同規定により保障されるべき「期限の利益」が侵害され「社会的危険」を生じさせており、議会には、不作為の違法がある。

【地方自治法第156条

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるとところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第4条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならない。】

【地方自治法第14条

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

▲公の施設に係る「行政庁の事務所設置条例制定懈怠」が頗著であり、この不作為は、コンプライアンス（遵法）義務に反し、基本法に反する故意性もあるから、議会における不作為の違法である。

▲前掲の千葉地裁判決（平成16年4月2日）を見ても、「権限の委任の法理について行政法上明文の規定は存在せず」としているが、地方自治法第153条に「権限の委任の法理」の明文規定があり、関係条項として前述の、地自法156条及び地自法4条14項等が「聖域なき構造改革」の名の下に、基本条項が「ある」にもかかわらず、これを黙殺して逆走す

るという暴挙が行われている。

▲国家賠償法に関する判例で、指定管理者の事例ではないが、県から委託を受けた民間養護施設の被用者である職員を「公務員」と認めたものとして「暁学園事件」がある。

【被告愛知県から委託された暁学園の施設長の行う養育監護行為は国家賠償法上の公権力の行使に該当すると解されるのであるから、施設長は、国家賠償法1条1項の公務員に該当する。】

▲指定管理者の被告適格問題としての、行政事件訴訟法第11条の「第1項（行政庁の管理に属する行政庁）」、「第2項（行政庁の管理に属しない行政庁）」

【行政事件訴訟法第11条第2項】

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】

地方自治法第244条の4の「普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）」との関係で、指定管理者という組織を当該「機関」としての「行政庁」がした「処分」について、事情判断的に容認した判例としては、日比谷公園大音楽堂使用承認取消の効力停止を求めた訴訟事件がある。この際、請求「相手方」の指定管理者が、結果的に行訴法11条第2項の被告適格者とされて、裁判所も全く無関心である。

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項により、法人その他の団体から、議会の議決を経て、首長の指定により生じ、首長の指定取消により滅する、「生殺与奪の権は首長が握っている」すなわち、指定管理者は首長の管理に属しており、指定管理者が適法に成立しているならば、仮に違法であっても、事情判断的に被告適格者は、行政事件訴訟法第11条第1項の、指定管理者を指定した首長が属する行政庁である。

(陳情の理由 追加) 参照ブログ【 オンブズ大統領】

241020▲都市計画法の道路を市が管理しない違法の疑義・・オンブズ大統領(立憲共和党
代表 角田 統領=通称・大統領)

▲「開発道路」について、担当係長が「我々は、道路法に基づいて仕事をしている。開発道路については、うちの担当ではないので都市計画課の方で聞いてください」と言い、都市計画課に行けば「うちちは、都市計画法に基づいて仕事をしているので、道路のことは道路課で聞いてください」と言う。典型的なセクショナリズム、縦割り行政の顕現である。

道路に関する法律についても、道路法、都市計画法、建築基準法、国家賠償法、地方税法等があり煩雑で、一般法・特別法の関係が整理されていない。

◆道路法における「道路」の定義

【第2条(用語の定義)

この法律において「道路」とは(略)当該道路に附屬して設けられているものを含むものとする。

第3条(道路の種類)

道路の種類は、左に掲げるものとする。

4 市町村道

第4条(私権の制限)

道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。】

◆都市計画法における「道路」の定義

【第4条(定義)

14項 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第32条(公共施設の管理者の同意等)

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に關係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

第39条(開発行為等により設置された公共施設の管理)

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

第40条(公共施設の用に供する土地の帰属)

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。】

◆建築基準法における「道路」の定義

【第42条（道路の定義）

この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内において、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第百三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路】

◆国家賠償法における「道路」の定義

【第2条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。】

◆地方税法における「道路」の定義

【地方税法348条2項5号<固定資産税の「私道」非課税>

第348条

第2項 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

5号 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地】

【本制度で非課税となる対象（東京都主税局）

2 以下の要件を満たす私道（家屋建築時に敷地面積に算入されているものを除く）

- 1) 利用上の制約を設げず不特定多数の人の利用に供されていること
- 2) 客観的に道路として認定できる形態を有すること
- 3) 以下のいずれかに該当すること
・「通り抜け私道」の場合（道路の起点がそれぞれ別の公道に接する道路）
道路全体を通して幅員が1.8m程度以上あること

・「行き止まり私道」、「コの字型私道」の場合

2以上家の用に供され、専ら通行のために使用されており、道路幅員が

4. 0m以上あること

(従前から存在していた道路の場合は1. 8m以上あること】

◆不動産登記法における「公衆道路」の定義

【不動産登記事務取扱手続準則第68条21号

第68条(地目)

次の各号に掲げる地目は、当該各号に定める土地について定めるものとする。

この場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的にわずかな差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとする。

21号 公衆用道路 一般交通の用に供する道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路であるかどうかを問わない。】

▲その結果、都市計画法第39条で「公共施設(同法4条14項「この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。」)の管理は、市町村に属するものとする」旨の規定がありながら、道路課では「都市計画法第39条後段の「別段の定め」があり、行き止まり道路は、道路法の道路ではないから、うちでは管理しない」等と「市町村管理」を拒否しているところがほとんど(武藏村山市は全部管理していると言う)である。

▲しかし、国家賠償法第2条(前掲)規定のとおり、普通地方公共団体には同法が適用されることになり、「別段の定め」は免罪符とはならず、不作為の違法の疑義がある。

陳情第9号

陳 情 書

Z M A

議会議長 殿

2024年10月24日

東京都西多摩郡瑞穂町大字武藏183番地3

立憲共和党代表 角田 統領

指定管理者及び開発道路の疑惑解明を求める陳情

第1 陳情の趣旨

1 次のことについて、明らかにすることを求める。

1) 指定管理者が管理する各「公の施設」に付随する、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」の『期限の利益』の保障となる「事務所」の位置が、条例で定められているか。

2) 当該指定管理者が管理する各「公の施設を利用する権利に関する処分」について、「指定」処分者である行政庁の「管理に属さない行政庁」である指定管理者がした当該「処分」を「取り消し、又は停止することができる」か。

3) 当該指定管理者は、協定書により、数年間の有期的存在であり、期間満了をもってその指定管理者は消滅するから当該「管理に属さない行政庁」も消滅するか。

4) 協定書は、それにより指定管理者は「受託業務」を履行し、委託行政庁は対価としての「委託料」を支払うといい、両者の共同行為によって成立する「双務契約」であるか。

5) 委託行政庁は対価としての「委託料」を支払わないといい、両者の共同行為によつて成立する協定書は「片務契約」であるか。

6) 指定管理者における、労働基準法第107条(労働者名簿)、同法第108条(賃金台帳)、同法第109条(記録の保存)の規定に基づく、「各事業場ごとに」法定帳簿を調整・保存する義務者である「使用者」名は、何か。

7) 指定管理者は、労働基準法が規定する法定帳簿を「事業場ごとに」調整・保存しているか。

8) 消費税法第5条は「1 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義務がある。」と規定するが、指定管理者は、当該消費税納税義務者としての「事業者」であるか。

9) 指定管理者が管理する「公の施設」に、公文書は存在するか。

10) 指定管理者が管理する以前には、各「公の施設」で行政庁の財源として収入とされ、地方財政法第3条第2項の規定により、「予算に計上」されていた公金について、指定管理者が管理した以後にも、委任行政庁の財源として公金の収入とされ、「予算に計上」されているか。

11) 受任行政庁としての指定管理者は、その者が管理する各「公の施設」の業務として、



地方自治法第153条に基づく「普通地方公共団体の長の権限に属する事務の一部」について、委任行政庁の「委任」を受けて行っているか。

12) 当該各「公の施設」の業務の従事者の職務行為には、国家賠償法が適用され得るか。

13) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」の職員は、刑法第7条第1項の「公務員」であるか。

14) 当該指定管理者が管理する各「公の施設」は、刑法第7条第2項の「公務所」であるか。

15) 将棋においては、「歩」が「敵陣に侵入」という要件を満たせば「と金」に「成り」、その性格が「金」と同化する「変動をもたらす」が、指定管理者においては、条例の「読み替え」規定により、指定管理者が、地自法第153条第2項の「行政庁の設置条例」制定もなく、私的団体としての「法人その他の団体」(地自法第244条の2第3項)としての法的地位から、行政庁としての「市長」等と同格の、地自法第244条の4の「以外の機関」である「行政庁」への「法的地位の変動をもたらす」偽装であり、将棋においては「敵陣侵入」が「と金」変身の要件であるところ、「行政庁設置条例」制定要件を満たさないでも、同「以外の機関」が成立するという解釈であるか。

16) 「行政庁設置条例」制定要件は、地方自治法第4条、同法第153条、同法第154条の2、同法第155条等に基づくものであるか。

17) 行政庁が協定書で、指定管理者に「管理委託料を支払わない」とするものはあるか。

18) すべての指定管理者は、「会計を独立」させているか。

19) 指定管理者が「会計を独立」させていないものは、何件あり、その理由は何か。行政庁は、全ての開発道路を管理しているか。

20) 行政庁が事業者として直営している「公の施設」と直営していない「公の施設」は、それぞれ何件あるか。

21) 行政庁が直営していない「公の施設」とは、事業者が行政庁から指定管理者に変わったということか。

(2-2) 行政庁が管理していない開発道路は、何件あるか。

(2-3) 開発道路で、行政庁が管理していない理由は何か。

(2-4) 全ての開発道路は、国家賠償法第2条の「道路」として、同法が適用されるか。

25) 全ての開発道路について、固定資産税は、免除されているか。

26) 開発道路について、固定資産税が課税されているのは何件で、総額はいくらか。

第2 陳情の原因

1 関係法令について、次のものがある。

【行政事件訴訟法第11条（被告適格）

処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者

を被告として提起しなければならない。

- 一 処分の取消しの訴え当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 二 裁決の取消しの訴え当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体
- 2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】

【行政手続条例第7条（申請に対する審査、応答）

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。】

【地方自治法第4条

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならない。

③ 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。】

【地方自治法第153条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。

② 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる。】

【地方自治法第154条の2

普通地方公共団体の長は、その管理に属する行政庁の処分が法令、条例又は規則に違反すると認めるときは、その処分を取り消し、又は停止することができる。】

【地方自治法第155条

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

③ 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。】

【地方自治法第156条】

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第244条の4（公の施設を利用する権利に関する処分について）】

普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対するものとする。】

【労働基準法第107条（労働者名簿）】

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他の厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。② 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。】

【労働基準法第108条（賃金台帳）】

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他の厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。】

【労働基準法第109条（記録の保存）】

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他の労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。】

【地方財政法第3条（予算の編成）】

地方公共団体は、法令の定めるところに従い、且つ、合理的な基準によりその経費を算定し、これを予算に計上しなければならない。

2 地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そゝくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。】

【国家賠償法第1条】

国又は公共団体の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。】

【刑法第7条（定義）】

この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他の法令により公務に從事する議員、委員その他の職員をいう。

2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。】

【羽村市農産物直売所条例第6条（使用の承認）
直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。】

【羽村市農産物直売所条例第25条（準用規定）

第4条から第7条まで、第9条及び第22条第2項の規定は、第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第4条及び第5条中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条及び第9条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第22条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。】

【国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第2条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任すべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。】

第3 陳情の理由

- 1 指定管理者制度に関する疑惑がある。
- 2 開発道路に関する疑惑がある。

▲開発道路問題について

関係法における「道路」の定義

- ・都市計画法第4条（定義）の第14項では「この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。」とされる。
- ・道路法第3条（道路の種類）の第4号では「市町村道」とされるが、第4条（私権の制限）の「道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」とされる。

・建築基準法第42条（道路の定義）

この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路

三 （略）

四 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による新設又は変更の事業計画のある道路で、二年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの

4 第一項の区域内の幅員六メートル未満の道（第一号又は第二号に該当する道にあつては、幅員四メートル以上のものに限る。）で、特定行政庁が次の各号の一に該当すると認めて指定したものは、同項の規定にかかわらず、同項の道路とみなす。

一 周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認められる道

・国家賠償法第2条では「道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」とされる。

・刑法第124条（往来妨害及び同致死傷）では「陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞そくして往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。2前項の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。」、第128条（未遂罪）では「第百二十四条第一項、第百二十五条並びに第百二十六条第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。」と規定されている。これに関連しては、刑事訴

訟法第239条第2項では「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定されている。

▲道路管理課のある担当者は、「我々は、道路法に基づいて仕事をやっています。」と言う。「都市計画法の開発道路で「行き止まり道路」については、管理しますか。」と聞くと「道路法の道路ではないから、管理してません。都市計画法の開発道路のことは、都市計画課の方で聞いてください。」と言い、縦割りの弊が顕現し、関係法の整理（一般法・特別法）がされていないということは、首長の認識もゴチャマゼ状態だということである。

古今東西、組織運営の基本は、団体の隊列の如く、縦割りの規律が求められる。しかし、横の連絡という、もうひとつの規律が不可欠である。それが、競合する一般法・特別法の優劣整理である。競合しないものについては、一般法が適用される。その横の連絡規律が欠けている。

▲都市計画法第40条（公共施設の用に供する土地の帰属）は、公共施設に含まれる道路の権利について「自ら管理」を認めており、道路法も4条4号では「但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。」として、道路の土地については、競合していない。

道路課の「市町村が管理する道路は、全て公道であって、それ以外は私道である」という固定観念から、申請に基づく道路認定以外に公道はない」かの如くが、管理を拒否する理由である。

▲違法の疑義解明のためには、これらの「道路」関係の法律についての整理調整が求められる。

（陳情の理由 追加）参照ブログ【 オンブズ大統領 】

241027▲指定管理者制度は地方自治法を「逆走」中・・オンブズ大統領（立憲共和党代表
角田 統領=通称・大統領）

▲指定管理者制度は、地方自治法を「逆走」している感がある。基本法条項を無視して、潜
脱的解釈をして特別法を偽装し、暴走している。

本来、地方自治法第244条の「公の施設」は、「不採算事業」である。

これを2003年の地自法改正による指定管理者制度の導入で、「インセンティブ」、「民
間事業者のノウハウ活用」などと喧伝して、「法人その他の団体」として営利企業参入を可
能とする「採算事業化」の橋頭堡とされたのが方自治法第244条の2第3項である。

この条文の「(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)」が
が方自治法第244条の2第4項との関係で「同名異格」という「逆走の事件現場」である。

前代未聞、立法政策上、議会史上、知る限り、有り得ない景色である。

地方自治法第244条の2第3項の「普通地方公共団体が指定するもの」としての「法人
その他の団体」の法的地位は「私」であり、方自治法第244条の4の「普通地方公共団体
の長以外の機関（指定管理者を含む。）」の法的地位は「公」であり、両者は同名異格である
から、当該両者の「私」から「公」への法的地位の変動には、地方自治法第153条第2項
で「その管理に属する行政庁に委任」するためには、当該公の施設の行政庁設置条例制定が
必要である。

▲「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委
任することができる」（地自法153条2項）ためには、「福祉事務所の設置」の例と同様に、
「その管理に属する行政庁」の設置条例が議会で制定されるべき立法案件であり、「機関」
の組織規定及び「委任」規定の設置は首長の権限であり、公の施設の機関の職員の人事権の
行使としての任命も、法定要件であるが、これが欠けている。

▲現状は、地自法第244条の2第3項を潜脱的解釈で制定した欠陥条例で「逆走」暴走して
「私」から「公」に転倒詐称し、公の施設の処分庁設置条例が制定されていないにもかか
わらず、「我こそは、指定者の管理に属さない処分庁なり」（公の施設利用承認書・教示事項）
旨の趣旨を述べて、行政事件訴訟法第11条の被告適格について、指定管理者が同条第2項
の「処分取消訴訟の被告である」旨を詐称している。

▲指定管理者の軽犯罪法違反

行訴法11条第2項の被告適格者は、「公職名」であり、その職にない者がこれを公然と
使用すれば、軽犯罪法第1条第15号違反である。

【軽犯罪法第1条

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

15 官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外国に
おけるこれらに準ずるものを作成し、又は資格がないのにかかわらず、法令により定められ
た制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作った物を用いた者】

▲行政庁の首長に指定されて協定締結権を付与され、契約である「協定書」締結後に、場合によってはその指定管理者の法的地位を取消される、すなわち「生殺与奪の権を首長に握られている」にもかかわらず、「その管理に属さない行政庁である」と詐称している。けだし、指定管理者を行政庁とする組織法上の規定がないから「その管理に属さない行政庁」でもない。

▲普通地方公共団体の議会において、公の施設の行政庁設置条例を定めておらず、当該行政庁の事務所の位置も条例で定めておらず、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」という規定の「事務所の位置」が不明であるから、同規定により保障されるべき「期限の利益」が侵害され「社会的危険」を生じさせており、議会には、不作為の違法がある。

【地方自治法第156条

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第4条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならない。】

【地方自治法第14条

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

▲公の施設に係る「行政庁の事務所設置条例制定懈怠」が頗著であり、この不作為は、コンプライアンス（遵法）義務に反し、基本法に反する故意性もあるから、議会における不作為の違法である。

▲前掲の千葉地裁判決（平成16年4月2日）を見ても、「権限の委任の法理について行政法上明文の規定は存在せず」としているが、地方自治法第153条に「権限の委任の法理」の明文規定があり、関係条項として前述の、地自法156条及び地自法4条14項等が「聖域なき構造改革」の名の下に、基本条項が「ある」にもかかわらず、これを黙殺して逆走するという暴挙が行われている。

▲国家賠償法に関する判例で、指定管理者の事例ではないが、県から委託を受けた民間養護施設の被用者である職員を「公務員」と認めたものとして「曉学園事件」がある。

【被告愛知県から委託された曉学園の施設長の行う養育監護行為は国家賠償法上

の公権力の行使に該当すると解されるのであるから、施設長は、国家賠償法1条1項の公務員に該当する。】

▲指定管理者の被告適格問題としての行政事件訴訟法11条第2項（行政庁の管理に属さない行政庁）

【行政事件訴訟法

241027▲指定管理者制度は地方自治法を「逆走」中・・・オンブズ大統領（立憲共和党代表角田 統領=通称・大統領）

▲指定管理者制度は、地方自治法を「逆走」している感がある。基本法条項を無視して、潜脱的解釈をして特別法を偽装し、暴走している。

本来、地方自治法第244条の「公の施設」は、「不採算事業」である。

これを2003年の地自法改正による指定管理者制度の導入で、「インセンティブ」、「民間事業者のノウハウ活用」などと喧伝して、「法人その他の団体」として営利企業参入を可能とする「採算事業化」の橋頭堡とされたのが方自治法第244条の2第3項である。

この条文の「(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)」が方自治法第244条の2第4項との関係で「同名異格」という「逆走の事件現場」である。

前代未聞、立法政策上、議会史上、知る限り、有り得ない景色である。

地方自治法第244条の2第3項の「普通地方公共団体が指定するもの」としての「法人その他の団体」の法的地位は「私」であり、方自治法第244条の4の「普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）」の法的地位は「公」であり、両者は同名異格であるから、当該両者の「私」から「公」への法的地位の変動には、地方自治法第153条第2項で「その管理に属する行政庁に委任」するためには、当該公の施設の行政庁設置条例制定が必要である。

▲「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその管理に属する行政庁に委任することができる」（地自法153条2項）ためには、「福祉事務所の設置」の例と同様に、「その管理に属する行政庁」の設置条例が議会で制定されるべき立法案件であり、「機関」の組織規定及び「委任」規定の設置は首長の権限であり、公の施設の機関の職員の人事権の行使としての任命も、法定要件であるが、これが欠けている。

▲現状は、地自法第244条の2第3項を潜脱的解釈で制定した欠陥条例で「逆走」暴走して「私」から「公」に転倒詐称し、公の施設の処分庁設置条例が制定されていないにもかかわらず、「我こそは、指定者の管理に属しない処分庁なり」（公の施設利用承認書・教示事項）旨の趣旨を述べて、行政事件訴訟法第11条の被告適格について、指定管理者が同条第2項の「処分取消訴訟の被告である」旨を詐称している。

▲指定管理者の軽犯罪法違反

行訴法11条第2項の被告適格者は、「公職名」であり、その職にない者がこれを公然と使用すれば、軽犯罪法第1条第15号違反である。

【軽犯罪法第1条

左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

① 官公職、位階勲等、学位その他法令により定められた称号若しくは外国におけるこれらに準ずるものを詐称し、又は資格がないのにかかわらず、法令により定められた制服若しくは勲章、記章その他の標章若しくはこれらに似せて作った物を用いた者】

▲行政庁の首長に指定されて協定締結権を付与され、契約である「協定書」締結後に、場合によってはその指定管理者の法的地位を取消される、すなわち「生殺与奪の権を首長に握られている」にもかかわらず、「その管理に属さない行政庁である」と詐称している。けだし、指定管理者を行政庁とする組織法上の規定がないから「その管理に属さない行政庁」でもない。

▲普通地方公共団体の議会において、公の施設の行政庁設置条例を定めておらず、当該行政庁の事務所の位置も条例で定めておらず、行政手続条例第7条の「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず」という規定の「事務所の位置」が不明であるから、同規定により保障されるべき「期限の利益」が侵害され「社会的危険」を生じさせており、議会には、不作為の違法がある。

【地方自治法第156条

普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

③ 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。】

【地方自治法第4条〔地方公共団体の事務所の設定又は変更〕

地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならない。】

【地方自治法第14条

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。】

▲公の施設に係る「行政庁の事務所設置条例制定懈怠」が顕著であり、この不作為は、コンプライアンス（遵法）義務に反し、基本法に反する故意性もあるから、議会における不作為の違法である。

▲前掲の千葉地裁判決（平成16年4月2日）を見ても、「権限の委任の法理について行政法上明文の規定は存在せず」としているが、地方自治法第153条に「権限の委任の法理」の明文規定があり、関係条項として前述の、地自法156条及び地自法4条14項等が「聖域なき構造改革」の名の下に、基本条項が「ある」にもかかわらず、これを黙殺して逆走す

るという暴挙が行われている。

▲国家賠償法に関する判例で、指定管理者の事例ではないが、県から委託を受けた民間養護施設の被用者である職員を「公務員」と認めたものとして「暁学園事件」がある。

【被告愛知県から委託された暁学園の施設長の行う養育監護行為は国家賠償法上の公権力の行使に該当すると解されるのであるから、施設長は、国家賠償法1条1項の公務員に該当する。】

▲指定管理者の被告適格問題としての、行政事件訴訟法第11条の「第1項（行政庁の管理に属する行政庁）」、「第2項（行政庁の管理に属しない行政庁）」

【行政事件訴訟法第11条第2項】

2 処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。】

地方自治法第244条の4の「普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）」との関係で、指定管理者という組織を当該「機関」としての「行政庁」がした「処分」について、事情判決的に容認した判例としては、日比谷公園大音楽堂使用承認取消の効力停止を求めた訴訟事件がある。この際、請求「相手方」の指定管理者が、結果的に行訴法11条第2項の被告適格者とされて、裁判所も全く無関心である。

指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項により、法人その他の団体から、議会の議決を経て、首長の指定により生じ、首長の指定取消により滅する、「生殺与奪の権は首長が握っている」すなわち、指定管理者は首長の管理に属しており、指定管理者が適法に成立しているならば、仮に違法であっても、事情判決的に被告適格者は、行政事件訴訟法第11条第1項の、指定管理者を指定した首長が属する行政庁である。

(陳情の理由 追加) 参照ブログ【 オンブズ大統領 】

241020▲都市計画法の道路を市が管理しない違法の疑義・・オンブズ大統領(立憲共和党
代表 角田 統領=通称・大統領)

▲「開発道路」について、担当係長が「我々は、道路法に基づいて仕事をしている。開発道路については、うちの担当ではないので都市計画課の方で聞いてください」と言い、都市計画課に行けば「うちちは、都市計画法に基づいて仕事をしているので、道路のことは道路課で聞いてください」と言う。典型的なセクショナリズム、縦割り行政の顕現である。

道路に関する法律についても、道路法、都市計画法、建築基準法、国家賠償法、地方税法等があり煩雑で、一般法・特別法の関係が整理されていない。

◆道路法における「道路」の定義

【第2条(用語の定義)】

この法律において「道路」とは(略)当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

第3条(道路の種類)

道路の種類は、左に掲げるものとする。

4 市町村道

第4条(私権の制限)

道路を構成する敷地、支壁その他の物件については、私権を行使することができない。但し、所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転することを妨げない。】

◆都市計画法における「道路」の定義

【第4条(定義)】

14項 この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第32条(公共施設の管理者の同意等)

開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に關係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2項 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

第39条(開発行為等により設置された公共施設の管理)

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

第40条(公共施設の用に供する土地の帰属)

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。】

◆建築基準法における「道路」の定義

【第42条（道路の定義）

この章の規定において「道路」とは、次の各号のいずれかに該当する幅員四メートル（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル。次項及び第三項において同じ。）以上のもの（地下におけるものを除く。）をいう。

一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路

二 都市計画法、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）又は密集市街地整備法（第六章に限る。以下この項において同じ。）による道路】

◆国家賠償法における「道路」の定義

【第2条 道路、河川その他の公の营造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。】

◆地方税法における「道路」の定義

【地方税法 348条2項5号<固定資産税の「私道」非課税>

第348条

第2項 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

5号 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地】

【本制度で非課税となる対象（東京都主税局）

2 以下の要件を満たす私道（家屋建築時に敷地面積に算入されているものを除く）

1) 利用上の制約を設けず不特定多数の人の利用に供されていること

2) 客觀的に道路として認定できる形態を有すること

3) 以下のいずれかに該当すること

・「通り抜け私道」の場合（道路の起点がそれぞれ別の公道に接する道路）

道路全体を通して幅員が1.8m程度以上あること

・「行き止まり私道」、「コの字型私道」の場合

2 以上の家屋の用に供され、専ら通行のために使用されており、道路幅員が

4. 0 m以上あること

(従前から存在していた道路の場合は 1. 8 m以上あること)】

◆不動産登記法における「公衆道路」の定義

【不動産登記事務取扱手続準則第 68 条 21 号

第 68 条 (地目)

次の各号に掲げる地目は、当該各号に定める土地について定めるものとする。

この場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的にわずかな差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとする。

21 号 公衆用道路 一般交通の用に供する道路 (道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) による道路であるかどうかを問わない。)】

▲その結果、都市計画法第 39 条で「公共施設 (同法 4 条 14 項「この法律において「公共施設」とは、道路、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。」) の管理は、市町村に属するものとする」旨の規定がありながら、道路課では「都市計画法第 39 条後段の「別段の定め」があり、行き止まり道路は、道路法の道路ではないから、うちでは管理しない」等と「市町村管理」を拒否しているところがほとんど (武蔵村山市は全部管理していると言う) である。

▲しかし、国家賠償法第 2 条 (前掲) 規定のとおり、普通地方公共団体には同法が適用されることになり、「別段の定め」は免罪符とはならず、不作為の違法の疑義がある。

『住所は非開示申請に基づく』

陳情第10号

東京都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を

立川市でも導入要望に関する陳情

住所 立川市 [REDACTED]

[REDACTED]
氏名 奥澤優耶 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

1 陳情の要旨

育児の休養と育休から職場復帰へ向けた準備。また能力開発の時間を確保する。

2. 陳情の理由

1. 休養を確保する

一時預かり保育の場合、雨の日に傘をさして(レインコート)赤ちゃんを抱っこやベビーカーに乗せて(自転車を含む)移動する必要があります。また、その時にオムツ、哺乳瓶、ミルクや離乳食、バスタオルや着替えなどを持参する必要がありますが、ベビーシッターの場合は自宅の中で完結するので、これらの作業が減ることで負担軽減につながります。

2. 職場復帰や能力開発

一時預かり保育では、土日祝日の利用では人気があり抽選になっています。よって抽選に外れた場合、土日祝日で勉強会や講座に参加したいと思っても参加しにくい状況ですが、ベビーシッター制度があれば、例えば一時預かり保育の抽選に落ちてしまったとしても、ベビーシッターさんにお願いをすることで選択肢が広がります。

3. 保護者の費用面での負担軽減

東京都が行っているベビーシッター利用支援事業の一時預かり保育では、毎月 12 時間でベビーシッターさん 1 時間 2,500 円を上限として使えるようになっています。多胎児の場合は毎月 24 時間にります。例えばこれを立川市内で行っている一時預かり保育で考えますと、1 時間の利用でおよそ 500 円です。よって毎月 12 時間利用したとすると 6,000 円です。これを 1 年間続けると 72,000 円です。これを 2 年間続けると 144,000 円です。つまり、東京都のベビーシッター利用支援事業一時預かり保育を活用することで 2 年間で 144,000 円の節約になります。

4. 産後うつや虐待防止と健全な家庭環境の構築

東京都のベビーシッター利用支援事業一時預かり保育では 1 年 365 日 24 時間シッターさんが空いていれば利用可能ですので、夜中赤ちゃんの夜泣きで辛い時期にもお願いをすることが可能です。これらを活用することによって、お母さんが産後うつになってしまったり、子供に虐待をしてしまったりすることを防止することができます。また、その結果として健全な家庭環境を構築することができると考えています。

終わりに

上記の理由から立川市でも東京都のベビーシッター利用支援事業一時預かり保育を導入していただきたく、陳情書を提出させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

令和 6 年 11 月 21 日

立川市議会議長 殿

(7) 意見書

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めていることである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取り組みを求める。

記

- 一、現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 一、若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 一、濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 一、若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年3月22日

立川市議会
議長 頭山太郎

厚生労働大臣
孤独・孤立対策担当大臣

武見敬三 殿
加藤鮎子 殿

学校給食の無償化を求める意見書

少子化が急速に進展している背景には、子育て世代の経済的負担が大きい問題がある。物価高騰によって、市民生活が厳しくなっている中で、教育費は教材費や制服・体操服・学用品・修学旅行等の積立金・給食費、さらには学習塾の費用など多岐にわたっていて、保護者の大きな負担になっている。また、家庭の経済状況の格差が大きくなり子どもの貧困問題が指摘されている。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を提供することは、子どものすこやかな成長のためにきわめて重要である。

こうした中で、全国で給食費を無償化する自治体が増加している。立川市でも無償化に取り組むことに踏み出したが、大きな財政負担となっている。東京都が、学校給食費無償化の2分の1を助成しているが、それでも財政状況で取り組むことができない自治体が生まれている。自治体間で、教育の根幹にかかわる給食制度に格差が生じないように、国の責任において、学校給食費の無償化を実現するための財政措置を講じるように求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年3月22日

立川市議会
議長 頭山太郎

| | |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄 殿 |
| 総務大臣 | 松本剛明 殿 |
| 財務大臣 | 鈴木俊一 殿 |
| 文部科学大臣 | 盛山正仁 殿 |

被災者生活支援法における支援額及び支援対象の拡充を求める意見書

元旦に石川県能登地方を襲った地震により、多数の方が犠牲になり 5 万棟近くの住宅で被害が確認されている。1995 年の阪神・淡路大震災を教訓に被災者生活支援法を制定した。

今回の能登半島地震では、建設資材の物価指数データによると、昨年 12 月の建設資材が 2020 年 12 月に比べて 151% も値上がりしている。このままでは住宅の再建は進まない。

そのため、全壊した住宅の建設・購入に対する支援額を大幅に引き上げること、また、全壊、大規模半壊だけでなく、半壊や一部損壊にも支援対象を広げることが被災者の生活再建には欠かせない。よって、被災者生活再建支援法における支援額及び支援対象の拡充を強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 3 月 22 日

立川市議会
議長 頭 山 太 郎

内閣総理大臣

岸 田 文 雄 殿

総務大臣

松 本 剛 明 殿

財務大臣

鈴 木 俊 一 殿

物価高騰から暮らしを守るための施策を求める意見書

異常な物価高騰が市民と中小事業者を襲っています。内閣府が3月8日発表した1月の景気動向指数では、令和5年の消費者物価指数が令和2年を100として105.6、前年比3.2%増という、物価高が続いています。厚生労働省が3月7日発表した1月の毎月勤労統計調査によると、名目賃金である現金給与総額に物価変動を反映させた実質賃金は前年同月比0.6%減少し、22か月連続減少となりました。さらに、総務省が3月8日発表した1月の家計調査では、1世帯当たりの消費支出は、物価変動の影響を除いた実質で前年同月比6.3%減少し、マイナスは11カ月連続となっています。実質賃金は前年比2.5%減、2年連続で減少しています。よって、立川市議会は、異常な物価高騰から暮らしを守るための施策を求めるものです。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年3月22日

立川市議会
議長 頭山太郎

内閣総理大臣

岸田文雄 殿

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

この様に、さまざまな難聴者に適用出来る聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国の更なる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下の通り聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取り組みを強く求める。

記

一、難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。

一、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。

一、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年6月26日

立川市議会
議長 福島正美

厚生労働大臣 武見敬三 殿
内閣府特命担当大臣(共生社会担当) 加藤鮎子 殿
総務大臣 松本剛明 殿

(8) 決議

令和6年は決議なし。

4 一般質問

第1回定例会（令和6年2月19日～3月22日・質問者17人）

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|--------|--|
| 6.2.27 | 原 ゆき | <p>1 特別なケアが必要な子どもたちのために</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発達サポートファイル「たちサポ」について ② 就学支援シートについて ③ 個別の教育支援計画や個別指導計画の取組状況 ④ 不登校支援について <p>2 夏季休業中の学童保育所等における昼食提供を</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 立川市の現状と先進事例 ② 公共施設の利活用の考え方 |
| | 永 元 香子 | <p>1 若葉台小学校の朝の見守りについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の状況について ② 標識について ③ 今後の計画について ④ 子ども達を守るために市の見解は <p>2 旧多摩川小学校で行われたイベントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今年1月5, 6日に行われたイベントについて ② 市民に寄せられた市の回答について ③ 市の事業者委託の見解について <p>3 市内の公共トイレと公園について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 緑町公園の公衆トイレについて ② 倉庫について ③ 緑町公園について ④ トイレの環境について |
| | 瀬 順 弘 | <p>1 自転車駐車場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運営と利用の状況について ② 自転車用ヘルメットについて ③ シニアカーの駐車について <p>2 能登半島地震について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地への市の支援について ② 市内避難者の把握・支援について <p>3 立川市高齢者集合住宅（シルバーピア）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の運営状況について ② 入居者の募集について |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|----------|---|
| 6.2.27 | 中山 ひと美 | <p>1 教育行政について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ヤングケアラー支援について ② スクールソーシャルワーカーについて ③ 図書館サービスについて ④ 学校図書について ⑤ 学校司書・学童職員等職員が足りない問題について ⑥ 子供の居場所について（学童・くるプレ等） |
| | 伊藤 幸秀 | <p>1 自治会支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会館（会員が集まる場所）維持とその課題について <p>2 行政手続きの課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 死亡届の届出に関わる課題について <p>3 認知症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自治体と地域、市民の役割について <p>4 競輪場改修工事（第2期）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事、計画に関わる課題について ② 周辺の住民との関係について |
| | いしとび かおり | <p>1 終活について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エンディングノートの普及啓発 ② エンディングノートの登録 <p>2 お亡くなりになった後の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① おくやみワンストップサービス <p>3 テニスコートについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 冬季間のナイター利用が出来ないことについて ② コートの利用状況について ③ 砂川、西砂コートの砂入り人工芝化について |
| 6.2.28 | 若木 早苗 | <p>1 市民に寄り添う立川市の相談・支援体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 制度のはざまや複雑な相談への対応について ② がん患者への支援について ③ 相談窓口や支援体制について ④ 市民に分かりやすい情報提供について <p>2 G L P 昭島巨大物流センター計画の影響と対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境影響評価書案や説明会について ② 市民やまちづくり等への影響と対策について <p>3 介護保険制度とサービス確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国による負担増や報酬引き下げ等の影響と対策について ② 人材確保策について ③ 地域区分について |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|--------|---|
| 6.2.28 | あべみさ | <p>1 30周年を迎える女性総合センター・アイムの存在意義を改めて考える ① 名称について ② 男女平等参画苦情処理制度について ③ 登録団体などについて ④ 女性総合センター利用の手引きと講師選定指針について ⑤ 男女平等参画社会実現に向けた今後の取り組み</p> <p>2 土地利用規制法に基づく立川市の区域指定について ① 米軍横田基地周辺などが区域指定候補地となったことへの見解 ② 国からの意見聴取に対する立川市の返答内容は ③ 指定区域範囲や刑罰を伴う法律であることについての周知は ④ 経済活動の停滞や思想信条の自由の侵害などの懸念について</p> <p>3 誰にでも分かりやすい年号表記の徹底を！ ① 立川市の文書などにおいて年号表記が和暦西暦併記となっていないことについて ② システムやガイドラインなど改善できることは</p> |
| | 福島正美 | <p>1 誰も置き去りにしない社会の構築に向けて ① 広汎性発達障害について ② 重層的支援体制の中での位置付けについて ③ 在宅における仕事の創設を</p> <p>2 入札制度の改革と見直しについて ① 予定価格の算出について ② 変動型最低制限価格制度について ③ 中央公契連モデルの活用について ④ 市内事業者に十分な受注機会を確保できる制度改革を</p> |
| | 高口靖彦 | <p>1 第5次長期総合計画と、その後の立川の将来を見据えてのまちづくりについて ① 人口減少時代のまちづくりについて ② 地球環境に優しいまちづくりについて ③ 子どもたちの教育について ④ 多文化共生について ⑤ 文化芸術のまちづくりについて</p> <p>2 防災・減災について ① 2次避難所について ② エレベータについて ③ 職員の災害時活動マニュアルについて</p> |
| | 松本あきひろ | <p>1 富士見町周辺地域のこと等について ① 駐輪場のこと等について ② 駅前環境のこと等について</p> <p>2 特殊詐欺撲滅について ① 現状対策等について</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|--------|---|
| 6.2.28 | 稻橋 ゆみ子 | <p>1 “一人ひとり”の子どもたちの生きる力を応援し、笑顔広がるまちづくりへ～不登校支援の更なる体制づくりを！！～</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育機会確保法成立における不登校支援の取組の推移について ② 不登校支援の拠点としている「教育支援センター」とは？ ③ スクールソーシャルワーカーの体制について ④ 孤立させないつながりについて ⑤ 「学びの多様化学校（不登校特例校）」の設置でリニューアルできな いか？ <p>2 新清掃工場稼働の新たなるスタートに伴う資源循環型社会に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ごみの減量化計画の進捗状況 ② 市民参加型の資源利活用の取組 ③ 生ごみ堆肥化事業の拡大の実現 |
| 6.2.29 | 中町 聰 | <p>1 防災・減災について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 女性が安心できる避難所について ② 防災トイレ・マンホールトイレについて ③ スフィア基準について ④ 職員対応マニュアルについて ⑤ 避難所自動解錠ボックスの導入について ⑥ 災害対応施設の電源確保について ⑦ 防災訓練の参加者を増やすために ⑧ 家屋の耐震化・不燃化の促進について ⑨ 児童生徒の防災ヘルメット導入について |
| | 上條 彰一 | <p>1 有機フッ素化合物（P F A S）汚染の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市所有井戸の水質分析調査の結果と今後の対応について ② 都が予算化した地下水調査事業などを活用した取り組みについて ③ 都や近隣自治体などと協力した汚染源特定の取り組みについて ④ 市民が求める血液検査の実施や浄水装置の設置について <p>2 土地利用規制法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「特別注視区域」や「注視区域」の指定に向けた意見聴取について ② 市民の人権や個人情報を守る対応について <p>3 補聴器購入補助制度の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都の「高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業」について ② 市が実施を予定している事業の拡充について <p>4 スクールカウンセラーの雇い止めについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① スクールカウンセラーが果たしている役割の重要性について ② 雇い止めによる子どもたちや保護者への影響について ③ 雇い止めの中止を求める対応について <p>5 感染症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型コロナやインフルエンザの市内での感染状況と対策について ② 新型コロナウイルス感染の教訓を今後に活かす取り組みについて |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|------|---|
| 6.2.29 | 山本洋輔 | <p>1 一層市民に開かれた図書館を目指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ①これまでの中央図書館の取組等 ②図書館の運用やルール ③第4次図書館基本計画策定に向けた次世代の図書館の在り方 <p>2 生活困窮や生活保護家庭における学習機会の確保を</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもの学習支援事業の課題と方向性 ②習い事や通塾への支援の拡充 <p>3 生活困窮者や生活保護利用者の自立に向けた支援の拡充を</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現在の就労支援の状況 ②中間的な就労の必要性 |
| | 大沢純一 | <p>1 災害時の避難におけるトイレと排泄物処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①下水道復旧までの排泄物の処理について ②災害時のトイレ備蓄及び整備について <p>2 市営住宅のさらなる利活用に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①残置物についての課題 ②若年単身者の入居について <p>3 生活保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①居所がない人の対応について |
| | 高畠奈美 | <p>1 市民が健康であり続ける為に</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中高年の健康施策について ②コロナ後遺症について ③高齢者に向けての施策について <p>2 こぶし会館中規模改修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①改修にあたり市の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・今現在考えられる内容について ②幸図書館について <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利用状況について ・トイレについて ・今後の幸図書館のあり方について ・バリアフリーに対する取組について |

第2回定例会（令和6年6月4日～6月26日・質問者 21人）

| 年月日 | 質 問 者 | 質 問 事 項 |
|-------|---------|---|
| 6.6.4 | 永 元 香 子 | <p>1 市の産前産後ケアとリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて ① 妊産婦さん達がすぐに気軽に欲しい情報を得るために ② 妊産婦さん達のネットワークツールについて ③ リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて</p> <p>2 困難な女性の支援について ① 支援法について ② 困難な女性に対する市の対応について</p> <p>3 選挙について ① 高齢化が進む中での対応について ② 期日前投票について ③ 投票率を高めるために</p> <p>4 男女平等参画について ① たちかわ男女平等フォーラムを行う意義とは ② 男女平等参画苦情処理制度について</p> |
| | あ べ み さ | <p>1 地方自治法改正案に対する立川市の見解は！ ① 自治・分権、市民自治について ② 国の指示権が拡大することについて ③ 地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることについて</p> <p>2 機能性表示食品とは何なのか！ ① 健康食品、保健機能食品について ② 健康食品についての相談窓口や相談に対する対応</p> <p>3 土地利用規制法の区域指定決定への懸念 ① 立川市の基地周辺などが区域指定されたことについて</p> <p>4 予防原則に立ったP F A S 対策を！ ① 米国が決定した規制値について ② 原因究明について ③ 立川市の今後の取り組みと国への働きかけについて</p> <p>5 G L P巨大物流センターによる交通量増大問題について！ ① G L Pの事業計画について</p> |
| | 浅 川 修 一 | <p>1 市民に寄り添う市政について ① 市民の声を聞く取り組みの強化について ② 学校給食無償化を広く運用することについて ③ 指定管理者制度と最低賃金について</p> <p>2 行財政改革の取り組みについて ① 行財政改革に対する市長の基本認識について ② 入札制度改革の重要性について ③ 公契約条例と入札制度改革について</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|---------|--|
| 6.6.4 | 松本 あきひろ | 1 富士見町周辺の地域まちづくりについて ① 樹木の管理等について ② 福祉会館について 2 防災について ① 地域防災力の強化等について |
| | 大沢 純一 | 1 「立川市いのち支える自殺総合対策計画」について ① 今期計画の評価と課題について ② 次期計画に対する考え方について 2 子どもたちの「学びの保障」について ① オンライン授業について |
| | 高畠 奈美 | 1 立川市の学校教育 ① 教員不足の現状について ② 小中学校の教科担任制度について ③ 教員の負担軽減のために |
| 6.6.6 | 瀬 順 弘 | 1 子どもインフルエンザ予防接種助成事業について ① 実施状況について ② 対象者の拡大について 2 学校における児童生徒の安全対策について ① 熱中症対策としての冷水器設置について ② 防火シャッターの安全対策について 3 図書館の利用について ① 利用状況について ② 利用者登録について 4 防災対策・災害対応について ① 感震ブレーカーについて ② 罷（り）災證明書について |
| | わたなべ 忠司 | 1 交通安全への取り組み ① 通学路について ② 自転車等ルールとマナーの周知 ③ 自転車交通安全教室の運用 2 おひとりさま支援について ① 市長公約のビジョン ② 専門職による相談窓口 ③ 先進自治体の取り組み 3 市の組織改正について ① 組織改正の目的 ② 市長公室の機能について ③ コンプライアンス推進課の意義 |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|------|---|
| 6.6.6 | 原 ゆき | <p>1 子どもたちの主体性を支える学校教育を</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不登校支援について ② 校則見直しを子ども主体に考える ③ ESD（持続可能な開発のための教育）で子どもたちの声を社会へ ④ 子ども選挙の取り組みについて ⑤ 少人数教育の実現で学びの充実を <p>2 出産・子育てしやすいまち立川へPart4</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 未就園児家庭の居場所や子育てひろば利用について ② 水遊びのできる公園で暑い夏を乗り切るために |
| | 若木早苗 | <p>1 安心できる教育と子育て環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 西砂小学校や松中小学校の教室数について ② 学童保育所の待機児解消と放課後子ども教室について <p>2 砂川地域のまちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① まちづくり条例について ② 道路の危険な箇所の対策について ③ アンテナショップや天王橋会館について ④ 中里野球場・多目的広場について <p>3 GLP昭島巨大物流センター計画の影響と対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民や環境等への影響と対策について ② 周知や説明会について <p>4 市民の平穏な生活をまもる立川市の米軍横田基地対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 戦闘機の飛来やオスプレイ等について |
| | 条川敏男 | <p>1 伝統、文化、芸術、歴史、祭りについて・・・考る</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「みらいアートファームたちかわ構想」とは何なのか ② 「まち全体が美術館構想」ファーレ立川アート30周年には ③ 「立川文化芸術のまちづくり協議会」のHPの活用とは ④ 「北アルプス国際芸術祭 2024」との連携とは ⑤ 市民会館の管理運営について ⑥ 文化財保護審議についての考え方は ⑦ 歴史、民俗普及活動とは ⑧ 「お祭り」について考る ⑨ ここまで質問項目が「文化芸術の振興」予算案 |
| | 福島正美 | <p>1 視覚障害者の就労支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支援の現状について ② 今後のニーズと多摩地域に支援拠点がない実態について ③ 職能訓練を行う事業者への支援拡充を <p>2 立川市まちづくり条例の制定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 立川市の都市計画のビジョンは何か ② 重点地区における土地利用制御施策について ③ まちづくりへの住民参加のしくみづくりを |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|--------|--|
| 6.6.7 | 山本 みちよ | <p>1 平和事業への取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 平和首長会議に参加されての市長の所感を伺う ② 明年 被爆80年を迎えるにあたり「VRを活用した原爆展」の開催を！ ③ 立川市中学生平和学習派遣事業について <p>2 防災力の向上について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 気象防災アドバイザーの設置について ② 災害時のトイレ対策について <p>3 聴こえの支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 聞き取りに困難を抱える方への行政窓口の対応について ② 軟骨伝導イヤホンの導入について |
| | 山本 洋輔 | <p>1 マイクロプラスチック対策に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内の公共施設等におけるマイクロプラスチック発生状況 ② 市内の河川等のプラスチックごみの状況 ③ 脱プラスチックに向けた取組 <p>2 住まいのセーフティネットの拡充に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生活保護利用者の転居や路上生活者の住まいの確保について ② 居住支援相談の状況 ③ 市営住宅の活用やシェルターの必要性 <p>3 女性支援新法でジェンダー平等のまちづくりを</p> <ul style="list-style-type: none"> ① DV被害における実態や相談、支援の状況 ② 离婚後共同親権や養育費の問題について |
| | 江口 元氣 | <p>1 陸上競技場の改修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今後の方向性について ② 内容について ③ 競技団体の声について <p>2 立川シティハーフマラソンについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本学生ハーフマラソン選手権の丸亀市開催について ② ニューカレドニアの情勢について <p>3 民間住宅耐震化事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現状について ② 「81-00住宅」について <p>4 病児保育所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現状について ② 定員、基本利用料について ③ 市長公約5とベビーシッター利用支援サービスについて |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|--------|---|
| 6.6.7 | 中町 聰 | <p>1 さらに安心して子育てできる立川に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 通学路等の安全対策について ② 防犯ブザーやG P Sについて ③ 学校内におけるコロナ感染症対策と対応について ④ 中学生や妊産婦のインフルエンザ予防接種について <p>2 地方自治法改正案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の見解について ② 国への対応について |
| | 上條 彰一 | <p>1 有機フッ素化合物（P F A S）汚染の対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市長に提出された要請署名について ② 米国などでの規制強化に向けた動きについて ③ 規制強化に向けた市の取り組みについて ④ 市内の民間井戸の水質調査に向けた取り組みについて ⑤ 米軍横田基地での火災について ⑥ 市民が求める血液検査や浄水器設置への支援について <p>2 物価高騰から暮らしと営業を守る施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 物価高騰による影響と認識について ② 定額減税への対応について ③ 市民の暮らしを守る対策について ④ 賃金の引上げについて ⑤ 中小事業者支援について <p>3 市民の命と健康を守るためにの対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マイナ保険証発行による「保険証廃止」について ② 新型コロナ後遺症への対応について <p>4 中学校教科書採択に向けた取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 教育委員会としての考え方とスケジュールについて ② 市民や現場の教員の意見を生かした採択について ③ 侵略戦争美化等の問題がある教科書について |
| | 中山 ひと美 | <p>1 ヤングケアラーについて その2</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ヤングケアラーの現状について ② 今後の取り組みについて ③ ヤングケアラー支援サポーターの養成について <p>2 「小1の壁」を解消するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「小1の壁」と呼ばれる課題についての現状把握について ② 「小1の壁」解消へ7時開門すべきでは・・・・ ③ 今後の対策について <p>3 「Wi-Fiを活用した高齢者支援」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者に対するデジタル活用支援について ② 民間活力を利用しては・・・ ③ 今後の対策について |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|----------|--|
| 6.6.10 | さとう ゆき | <p>1 热中症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 授業中の適宜水分補給について ② 現在の状況について <p>2 多文化共生について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本語教室について ② 外国人市民と地域住民との交流について ③ 外国人介護人材について <p>3 女性特有の問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子宮頸がん検診の重要性と理解について ② 検診率向上のための取組について |
| | いしとび かおり | <p>1 より市民が来庁したくなる立川市役所へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 北側の駐車場の利活用について ② 市政情報コーナーの在り方を検討する ③ たばこを吸う環境について |
| | 稻橋 ゆみ子 | <p>1 地域の支え合いをすすめるための重要な2025年度から5カ年の「地域福祉計画」策定への期待！</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重層的支援体制整備事業について <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の取り組みについて ② ふらっと立ち寄れる地域の拠点＝居場所について <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者等多世代交流もできる居場所の現状 ・まちのあちこちに居場所の設置 <p>2 子ども・若者を応援するための（仮称）子ども総合センターの新設について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子どもプランの具現化、課題解決に向けた機能強化のための組織検討について <ul style="list-style-type: none"> ・府内における進捗状況 ・課ごとの現状の課題や課題解決に向けた組織のあり方等の議論の状況は？ ・現状の部署等組織の見直しの検討はあるのか？ ・市民への見える化、わかる化の情報提供 <p>3 学校に行けなくなっている事で困っている方へのサポートのあり方～子ども食堂の効果を活かそう～</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 不登校の子どもたち等に寄り添う国立方式について ② 子ども食堂の広がりはどういう効果があると考えるか？ <ul style="list-style-type: none"> ・立川市の子ども食堂の現状について <p>4 資源の利活用でまちづくりをすすめる</p> <ul style="list-style-type: none"> ① たちむにいのエネルギーの地域利活用の進捗状況 |

第3回定例会（令和6年8月30日～10月2日・質問者 22人）

| 年月日 | 質 問 者 | 質 問 事 項 |
|--------|---------|---|
| 6.8.30 | 瀬 順 弘 | <p>1 超高齢社会を支える取り組みについて ① 老人クラブの支援について ② 福祉会館について</p> <p>2 障がい者支援取り組みについて ① 移動支援について ② ストマ用装具の基準額引上げについて</p> <p>3 立川市市民会館について ① 運営状況と課題について ② 市民会館の今後について</p> |
| | 頭 山 太 郎 | <p>1 大規模地震への対応について ① 南海トラフ地震臨時情報への対応について ② 首都直下地震への対策について ③ 能登半島地震への支援について</p> <p>2 熱中症ゼロへ向けた暑さ対策について ① 市の取り組み状況について ② 高齢者への対策について ③ 学校での対策について</p> <p>3 砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事について ① 説明会・見学会について ② 損失補償について ③ 速やかな開設に向けた準備について</p> |
| | わたなべ 忠司 | <p>1 社会教育機関等に関する事務の管理・執行について ① 市長部局移管の考え方 ② 関係者ならびに現場の反応 ③ 教育委員会のこれまでの取り組み</p> <p>2 鳥獣害対策について ① 現状の取り組みの評価 ② 生息調査 ③ ネズミ対策について</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|------|--|
| 6.8.30 | あべみさ | <p>1 GLP 昭島プロジェクトのデータセンターによる影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ① データセンターができることにより立川市が受ける影響 ② ヒートアイランド現象でどのようなことが想定されるのか ③ 立川市民への説明会と事業者へ要請 <p>2 人工芝のマイクロプラスチックやPFAS 問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 立川市的人工芝について（現在の使用地など） ② 人工芝に弾力性を持たせるための充填材（ゴムチップ）について ③ 人工芝の問題点 <p>3 HPVワクチンの効果は？副反応は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ① HPVワクチンに対する市の見解 ② 男子の接種について <p>4 高齢者が心身の健康を保ち、安心して地域でくらすための「老人クラブ」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 老人クラブの現状、課題 ② 老人クラブ活性化のための運営支援について <p>5 「香害」「化学物質過敏症」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本市の香害・化学物質過敏症に対する認識 ② 保育園、幼稚園、小・中学校での香害対策について ③ シックススクールの視点でのVOC検査について ④ 「障害者差別解消法」による合理的配慮について ⑤ 本市の公共の場での香害・化学物質過敏症への周知について |
| | 永元香子 | <p>1 図書館について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第5次長期総合計画について ② 市長部局になることについて ③ 今後の図書館の在り方について <p>2 子どもの貧困対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市としての現状認識は ② 相談窓口について ③ 無利子の奨学金について ④ 子どもの権利条例について <p>3 基地対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① オスプレイについて ② 横田基地について ③ 『平和』を守る市としての認識は |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|-------|---|
| 6.8.30 | 伊藤幸秀 | <p>1 選挙事務について</p> <p>① 「くらしとせんきょ」の記事について</p> <p>② 期日前投票所の開設期間について</p> <p>2 清掃事業について</p> <p>① ゴミ収集の改善について</p> <p>② 民間事業者の事業系再生ゴミ処理撤退に伴う搬入量の変化と、清掃工場の稼働の見通しあるか</p> <p>3 障がい児、放課後デイについて</p> <p>① 通所の手続きはどうになっているか</p> <p>② 通所の相談窓口はあるか</p> <p>③ 通所希望者にとって十分な施設定員となっているか</p> <p>4 おくやみコーナーについて</p> <p>① 現状の評価は</p> <p>② 今後のより良い業務向上についてのお考えは</p> <p>5 学校教育の課題について</p> <p>① 小学校中学年での教科担任制の実施</p> <p>② 不登校対応などを専任で担当する「生活指導担当教師」の全中学校への配置</p> <p>③ 若手教師支援のための定数改善</p> |
| 6.9.2 | 山本みちよ | <p>1 重症心身障害・医療的ケア児（者）通所事業所について</p> <p>① 重症心身障害・医療的ケア者の受入れ事業所について</p> <p>② 放課後デイにおける聴覚障害児への情報保障支援について</p> <p>2 各種ワクチン接種について</p> <p>① 男性用HPVワクチン任意接種費用助成の進捗状況について</p> <p>② 高齢者の新型コロナワクチン接種費用の助成について</p> <p>3 マイナンバーカードの普及と利用促進等について</p> <p>① マイナ保険証の利用促進に向けた取り組みについて</p> <p>② マイナンバーカード未保有の方への対応について</p> |
| | 原ゆき | <p>1 もっと！出産・子育てしやすいまち立川へPart5</p> <p>① 誰もが安心して生活できる避難所としての備えを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営や避難所備蓄品 ・妊婦、赤ちゃんや子ども連れでも安心して生活できる避難所 ・災害時のトイレ問題 <p>② 子どもたちの居場所を増やそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターの跡地の利活用 ・遊び場や学習スペースの確保 <p>2 小児・AYA世代がん患者への支援</p> <p>① 現状について</p> <p>② 在宅支援の充実を</p> <p>③ 東京都AYA世代がん患者等に対する支援の周知を</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|------|---|
| 6.9.2 | 門倉正子 | <p>1 高齢難聴者の早期発見と介護・認知症予防について ① フレイル予防の取り組みについて ② 新しい概念「ヒアリングフレイル」について ③ 難聴者の早期発見と対応について</p> <p>2 誰一人取り残さない こども・子育て支援について ① 「子どもの権利条例」の制定について ② 「出産・子育て応援事業」における伴走型相談支援について ③ 幼児教育の振興・充実について ④ 保育の質を高める取り組みについて ⑤ 子育て・健康複合施設「はぐくるりん」について ⑥ 西砂学童保育所の建て替えについて</p> |
| | 江口元氣 | <p>1 立川市のデジタル化について ① 基幹系システムについて ② デジタル人材の確保について ③ DX知識の蓄積について ④ 内部人材の育成について</p> <p>2 歯科口腔ケアの取り組みについて ① 成人歯科検診について ② 歯と口の健康週間事業について ③ 子どもの歯科口腔ケアについて</p> <p>3 根川緑道について ① 根川のせせらぎ水について ② 今後の対策について</p> |
| | 浅川修一 | <p>1 子どもの声を市政に生かすこと等について ① 子どもの権利条約、子ども基本法、子ども基本条例について ② 校則問題について ③ 子どもを取り巻くSNSの状況とネットリテラシー教育について ④ 子どもオンブズマン制度について ⑤ 市役所の仕事に子どもの意見を聞き生かすことについて</p> <p>2 国民健康保険制度について ① 国保制度の役割及び国・都の責任について ② 一部負担金の減免制度の活用について ③ 子どもの均等割り廃止の拡大について ④ 国保料について</p> <p>3 南口のまちづくりについて ① 回遊性のある南口について ② コトリンクについて</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|---------|--|
| 6.9.2 | 高 口 靖 彦 | <p>1 eスポーツの活用について ① 高齢者や障がいのある方へ普及して、インクルーシブな地域社会を ② ひきこもり支援について</p> <p>2 障がいのある方々への支援について ① 情報保障について ② 市ホームページのアクセシビリティについて</p> |
| 6.9.3 | 高 畠 奈 美 | <p>1 立川市北部中地域の街づくり ① 玉川上水駅周辺の立川市の街づくりについて ② 玉川上水駅南口周辺の将来像について ③ 具体的な市の都市計画手続きについて</p> <p>2 こぶし会館について ① 地域コミュニティの中核施設として ② 中規模改修の内容について ③ 幸図書館について</p> <p>3 立川農業の支援について ① 将来に農地を残す持続可能な都市農業のために ② 鳥獣被害についてとその対策 ③ 立川印について ④ 立川産の植木について</p> |
| | 糸 川 敏 男 | <p>1 砂川学習館（元砂川町役場）コンクリート強度不足による建替遅延について ① 今回の件の強度不足の原因はどこにあるのか。入札制度なのか。施工業者にあるのか。材料に問題があるのか。何が考えられるか。 ② 初期対応に問題はなかったのか。地域の方々にはどのような説明を行ってきたのか。 ③ 現在の状況で安心安全な地域コミュニティ機能複合施設は建築可能なのか。 ④ 工期遅延はどれくらい伸びるのか。完成時期はいつになるのか。完成しなかった場合の対応はどうするのか。 ⑤ 追加予算、違約金、遅延損害金、いくら支払って頂き、立川市からの持ち出しあはあるのか。 ⑥ 今回の件がどこまで様々な事象に、近隣に影響を及ぼす可能性があると考えるか。 ⑦ 一番は地域の方々の想いと地域の方々の生活への影響だと思うが、その点についての配慮や今後の対応についてはどうするのか。</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|-------|---|
| 6.9.3 | 若木早苗 | <p>1 GLP 昭島プロジェクトによる環境や交通等への影響と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① データセンターによる環境等への影響と対策について ② 交通の諸課題をはじめとした残る課題への対策について ③ 環境影響評価と都民の意見を聞く会について ④ 立川市民への説明や周知について <p>2 ひきこもりの状態や複雑な困難を抱える方への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今後の取り組みについて ② 相談・支援体制について ③ 緊急時の対応について <p>3 地域公共交通や移動手段の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 民間バスの減便や運転手不足への対策 ② 調査や地域公共交通計画策定等の取り組みについて ③ タクシー券について <p>4 学校の教室等のスペースについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 西砂小学校の教室等のスペースの確保について ② スペース不足を起こさない対策について |
| | さとうゆき | <p>1 包括的性教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本における性教育について ② 包括的性教育の取り組みについて ③ 子宮頸がんとセクシャリティ <p>2 客観的に立川市を見つめ直して</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 財政健全度について ② 住みよさについて ③ 女性労働力について |
| | 中町聰 | <p>1 希望が持てる商業振興策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 商店街を盛り上げる振興策について ② 新たな商店街支援策の取り組みについて ③ 新紙幣対応の券売機にするための補助の導入について ④ 商店リニューアル助成制度について ⑤ ロゲイニングについて <p>2 市民が健康で長生きできるための施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 定期健診について ② 健康遊具について ③ 健康体操について |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|------|--|
| 6.9.3 | 上條彰一 | <p>1 気候危機を開拓する取り組みの加速・強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 激しさを増す気候変動についての認識と対策について ② 災害級の暑さによって発生している問題への対応について ③ 第3次環境基本計画等で検討すべき課題について ④ 樹冠被覆率を増やす取り組みについて ⑤ 市民や事業者の協力での取り組み強化について <p>2 異常な物価高騰から暮らしを守る施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 物価高騰による影響と認識について ② 定額減税の問題点と対応について ③ 市民の暮らしを守る更なる施策について <p>3 有機フッ素化合物（PFAS）汚染から命と健康を守る対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全国的な PFAS 汚染の広がりについての見解 ② 食品安全委員会の「評価書」についての見解 ③ 米軍横田基地で泡消火剤の漏出等の国からの情報提供について ④ 明らかになった米軍横田基地直近での土壤汚染について ⑤ 市としての汚染実態を明らかにする取り組みについて |
| 6.9.4 | 山本洋輔 | <p>1 入札制度の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① これまでの取り組みと現状 ② 今後の入札改革に向けた取組や方向性 <p>2 学校施設における断熱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校施設における断熱や温度検査の状況 ② 今後の改修や建替え等における対応 <p>3 一層の気候変動対策の推進を</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 再エネ電力調達に向けて ② 公共施設等における対応 <p>4 若者議会の実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 検討や研究の状況と今後の方向性 |
| | | <p>1 立川市立中学校部活動の地域連携・地域移行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 素案の内容について ② 進捗状況について <p>2 成熟したJR立川駅北口まちづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今後の方向性と維持管理について |
| | 大沢純一 | <p>1 災害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 男女共同参画の視点からの災害対応について ② 災害時の情報について ③ 火山対策について <p>2 市内の経済活性化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域通貨について ② 空き家の住居以外の利活用について |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-------|----------|---|
| 6.9.4 | いしとび かおり | <p>1 バス減便について</p> <p>① 全国でバスの減便が相次いでいることについて ② 立川市のバス減便の現状について ③ どのようなバスに市民は乗りたいか。利用してもらう方法について</p> <p>2 もっと市民が来庁したくなる立川市役所へ パート2</p> <p>① 立川市役所が北口に移設されて10年経過したことについて ② 市民にとっての居心地の良さとは ③ 2024年5月に新庁舎となった中野区役所の取り入れたい点について</p> |

第4回定例会（令和6年11月29日～12月23日・質問者 22人）

| 年月日 | 質 問 者 | 質 問 事 項 |
|---------|-------|--|
| 6.11.29 | あべみさ | <p>1 子どもの権利条約を活かした子ども施策を求める！</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 虐待・いじめ・不登校など子どもの権利が侵害されている実態について ② 子どもの意見を反映する仕組みづくり ③ 子ども・若者育成支援法はどのように活かされているのか ④ 子どもの権利条約認知度について <p>2 マイナ保険証にしなくても大丈夫！</p> <ul style="list-style-type: none"> ① マイナ保険証の必要性等について ② マイナ保険証移行による本市の事務作業等の対応について ③ マイナ保険証登録解除について <p>3 GLP 昭島プロジェクトにより立川市へもたらす多大な影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ① GLP 昭島プロジェクトの最近の動き ② 東京都審議会がまとめた答申について <p>4 PFAS の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米軍横田基地からの漏出などの報道について ② 日米地位協定改定について ③ 立川市での調査の進捗状況 <p>5 オスプレイは必要なのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 頻発する事故、緊急着陸等について |
| | 頭山太郎 | <p>1 JR 中央線について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 頻発する遅延 ② ホームドア設置 ③ 複々線化 <p>2 男性の更年期について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の取り組み ② 職員への対応 ③ 国際男性デー <p>3 自閉症・情緒障害特別支援学級について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の現状 ② 市の取り組み状況 ③ 今後の方針 <p>4 建設事業者支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市との連携・協議の状況 ② 建設ディレクター ③ 女性活躍 <p>5 立川駅南口の環境改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の認識と取り組みの成果 ② 今後の強化対策 ③ 協議会との協力体制 |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|---------|---------|---|
| 6.11.29 | わたなべ 忠司 | <p>1 財政問題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 物価高騰等における考え方 ② 税収予想について ③ 今後の方向性 <p>2 社会教育機関等の今後</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市長部局移管の考え方について ② 庁内決定の状況 ③ 今後の運営 <p>3 競輪事業の将来像について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売上と来場者の動向 ② 改修工事と地域利用 ③ 職員待遇について ④ 新たな「競輪事業の将来像」について |
| | 山本 みちよ | <p>1 「核のない時代」核兵器廃絶の実現に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「核兵器廃絶平和都市宣言」について ② 広島市作成のVRを活用した「原爆・平和展」の開催について ③ 中学生広島派遣事業の拡充について <p>2 市民の健康を守るために</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 带状疱疹ワクチン接種の定期接種化について ② 男性用HPVワクチン任意接種費用助成の導入について ③ 心不全の早期発見に有効なBNP検査の補助事業導入について <p>3 障害者施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基幹相談支援センターの設置について ② 生活介護事業所の需要と現状、今後の方向性について ③ タクシー券・ガソリン券等助成事業について <p>4 期日前投票所及び選挙事務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 窓口サービスセンターの混雑について ② 市外転出者における事務手続きについて |
| | 門倉 正子 | <p>1 高齢者施策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認知症対策について ② ヒアリングフレイル対策について <p>2 地域の課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① GLP昭島プロジェクトについて ② 西砂児童館中規模改修工事について |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|---------|-------|---|
| 6.11.29 | 糸川 敏男 | <p>1 砂川学習館（元砂川町役場）コンクリート強度不足による建替遅延について Part. 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現在の進捗状況について ② 地元からのお声、要望はあるのか ③ 今後の課題や問題点について <p>2 デジタル社会に向けた DX の推進（学校関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校関連事務の DX について ② 生徒の学習環境について ③ PTA（保護者会、サポートーズなど）の DX <p>3 無形文化財保護への道</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「みらいアートファームたちかわ構想」とは改めて何か ② 立川の無形文化財について |
| 6.12.3 | 瀬 順 弘 | <p>1 今後の図書館について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市長部局への移管について ② 運営について <p>2 防災の取り組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災 DX について ② 防災行政無線について ③ トイレカーの導入について <p>3 文化芸術の振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化芸術のアクセシビリティについて ② 地下道アートについて |
| | 伊藤 幸秀 | <p>1 経営改善緊急支援金事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的と成果の現時点の総括は ② 締め切りの前倒しによる影響と対応は <p>2 教育委員会の政治的中立性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 立川市教育委員会は政治的中立性に基づいて運営されているか <p>3 ビジネスケアラーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市として積極的に取り組むべきではないか <p>4 交通課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交通弱者に対して、どのような対策を検討しているか <p>5 「立川市安全で快適な生活環境を確保するための喫煙制限条例」の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定地区の見直しについて、どのようにお考えか <p>6 学童保育の給食について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 検討は進んでいるか |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|------|---|
| 6.12.3 | 永元香子 | <p>1 けやき台団地の建て替えについて ① 現在の進捗状況について ② 今後の計画は ③ 市として出来ることは</p> <p>2 市内の施設について ① 今年1月以降の施設貸し出し状況について ② 文化・芸術の認識について ③ 女性総合センター「アイム」について</p> <p>3 自閉症・情緒障害特別支援学級について ① 現在の状況は ② 市民の要望に応えるために</p> <p>4 困窮世帯等の支援について ① 支援について ② 今後の対処法について</p> <p>5 非核平和都市宣言について ① 広島市平和派遣事業について ② 市としての平和の思いについて</p> |
| | 浅川修一 | <p>1 市道、緑地の管理について ① 市道南223号線及び212号線について ② 奥多摩バイパス福祉会館前の歩道橋下の緑地について ③ 管理のあり方について</p> <p>2 公共施設整備計画について ① 老朽化した公共施設整備の取り組みについて経過及び現状認識 ② 前期整備計画の事業費の推移及び財源内訳について ③ 現在の体制で計画を進めることについて ④ 施設整備計画の見直しは避けられないのではないか ⑤ 市民への説明及び理解を得ることについて</p> |
| | 若木早苗 | <p>1 人権尊重の立川市の取り組みについて ① ハラスメント対策について ② パートナーシップ制度について ③ 学校のきまり等について</p> <p>2 GLP昭島プロジェクトの影響と対策について ① 巨大物流施設と日本最大級のデータセンターによる影響と対策について ② 事業者との協議等、今後の対策について</p> <p>3 砂川地域のまちづくりについて ① 公衆トイレについて ② 9小学校区の学童保育所の増設について</p> <p>4 安心して利用できる介護サービスの確保について ① 報酬削減や物価高騰等の影響と対策について ② 介護人材確保策について ③ 地域区分について</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|-------|--|
| 6.12.3 | 江口元氣 | <p>1 部活動の地域移行について ① 検討状況について ② 諸課題について ③ 今後の方向性について</p> <p>2 閑バイト対策について ① 市長公約について ② 教育活動について ③ 周知について</p> <p>3 下水道の防災対策について ① 耐震化について ② 大雨対策について</p> <p>4 ホームドアについて ① 南武線について ② 中央線について</p> |
| 6.12.4 | 中町聰 | <p>1 公園管理等について ① ボールで遊べる公園について ② 公園の草刈りについて ③ 立川公園・根川緑道について ④ 国営昭和記念公園について</p> <p>2 公契約条例の制定に向けて ① 公契約検討委員会について ② 公契約条例のメリットとデメリットについて</p> |
| | さとうゆき | <p>1 立川市における文化振興について ① 立川市独自の文化振興とは ② 文化振興の意義と重要性とは ③ 市が過去に行った成功例は ④ 立川市立図書館の担う役割</p> <p>2 食品表示と学校給食について ① 2017年に食品表示基準が改正・施行された事について ② 学校給食での国産食材の使用率について ③ 遺伝子組み換え食品や無添加・化学調味料について表示基準の改正があったが変化は</p> <p>3 子どもだけでなく大人も共に学ぶ包括的性教育について ① 包括的性教育についての見解 ② 「未来に生まれる命を守る」教育について ③ 産婦人科医を含む専門家と連携した性教育について</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|------|---|
| 6.12.4 | 上條彰一 | <p>1 気候危機打開に向けた取り組みの強化について ① 激しさを増す気候危機についての認識と打開の方策について ② 温室効果ガス削減に向けた廃棄物処理対策について ③ プラスチック新法への市としての対応について</p> <p>2 有機フッ素化合物（PFAS）汚染対策について ① 横田基地からの8月のPFAS汚染水の流出への対応について ② 自衛隊立川駐屯地での泡消火剤の使用の実態について ③ 最終処分場でのPFAS汚染対策について</p> <p>3 新型コロナ等の感染症から命を守る取り組みについて ① 5類移行後の新型コロナの感染状況や医療対応の実態について ② トリプルデミックへの対策について ③ ワクチン接種などの公費負担の拡充について ④ 医療供給体制の確保について</p> <p>4 砂川闘争70周年に向けての取り組みについて ① 立川市における砂川闘争の意義について ② 後世に砂川闘争の意義を継承する取り組みについて</p> |
| | 高畠奈美 | <p>1 市民が健康で暮らせるためのまちづくり ① 市民の健康づくりのための取組みについて ② 歩行を楽しむまちづくりについて</p> <p>2 介護人材の不足について ① 介護ヘルパーの現状について ② 介護施設の現状について ③ 介護人材不足の対策について</p> |
| | 高口靖彦 | <p>1 電子社会・電子行政について ① 自治体DXの推進について</p> <p>2 小中学校について ① 動物飼育について ② 幸小学校について ③ 学校圏域における公共施設再編について</p> <p>3 保育について ① 保育園等の現状と今後について ② 立川の北部地域に子育て拠点を</p> |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|--------|---|
| 6.12.4 | 原 ゆき | <p>1 性の多様性が尊重される地域社会の実現を</p> <ul style="list-style-type: none"> ① これまでの経緯 ② 性的マイノリティの方や夫婦別姓を希望する方、どんな選択も後押しできるまち立川を目指して <p>2 誰もがこのまちで自分らしく暮らし続けるために ～医療的ケアが必要な子ども若者への支援～</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療的ケアに関する計画について ② 地域における相談支援等について ③ 今後にむけて <p>3 災害時に備えて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ケアが必要な市民の災害時の対応について ② 災害時のトイレ |
| 6.12.5 | 大沢 純一 | <p>1 健康のための「未病」対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 立川市における予防・健康づくりの取り組みについて ② 健康づくりに対するインセンティブについて <p>2 買い物支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現状認識について ② 買い物支援と健康について <p>3 子どもたちの心の健康について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校における精神科医との連携について |
| | 山本 洋輔 | <p>1 一層の気候変動対策の推進を</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地球温暖化対策（区域施策編）の策定状況 ② 市民に対する気候変動対策に関する施策 ③ 気候市民会議の実現を <p>2 地域の居場所を増やしていくために</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市内の居場所や居場所作りの支援 ② 地域福祉アンテナショップの拡充に向けて <p>3 若者施策の拡充に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 若者の居場所や実態把握等 ② 若者会議（議会）の実現に向けた取り組み |
| | 中山 ひと美 | <p>1 教育行政及び子育て支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「小一の壁」について ② 学校教育にデジタル教材を導入するメリット・デメリットについて |

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|--------|----------|--|
| 6.12.5 | いしとび かおり | <p>1 ウオーカブルな街 立川市を目指して 歩く目的や、立ち寄りたくなる場所作りが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 姫路市の素晴らしい街づくりについて ② 姫路市の飲食店や事業所の椅子の設置 ③ 立川市役所について ④ 大人も健康にインクルーシブ公園 ⑤ コトリンクがより回遊性の拠点になるには |

5 文 書 質 問

| 年月日 | 質問者 | 質問事項 |
|-----------|------|---|
| 6. 10. 21 | 浅川修一 | 休日窓口の場所にエアコン設置などの環境整備、及びプライバシーに配慮した窓口対応について |

6 行政視察の実施状況

(1) 常任委員会

| 月 日 | 委員会名 | 視 察 地 | 視 察 項 目 |
|-------------|------|-------|------------------------------|
| 10.29～10.30 | 総務 | 野田市 | 公契約条例について |
| | | 金沢市 | 協働のまちづくりチャレンジ事業について |
| 10.30～10.31 | 厚生産業 | 広島市 | 地域主体の乗り合いタクシー等導入・運行について |
| | | 広島市 | 協同労働プラットフォームについて |
| 11.5～11.7 | 環境建設 | 宮津市 | 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例について |
| | | 芦屋市 | 市民マナー条例について |
| | | 豊中市 | 豊中市地区まちづくり条例について |
| 10.29～10.31 | 文教 | 枚方市 | インクルーシブ教育について |
| | | 守口市 | さくら小学校について |
| | | 姫路市 | 小中一貫教育について |

(2) 特別委員会

令和6年は視察の実施なし。

7 他都市からの視察状況

(令和6年)

| 月 日 | 視 察 団 体 | 視 察 人 員 | | 視 察 項 目 |
|--------|---------|---------|-----|--|
| | | 議 員 | 職 員 | |
| 1. 9 | 多摩市議会 | 9 | 8 | 庁舎の建て替えについて |
| 1. 12 | 妙高市議会 | 10 | 1 | 委員会のオンライン出席等の取り組み |
| 1. 15 | 吹田市議会 | 10 | 2 | 学校給食センターの設置について |
| 1. 26 | 日野市議会 | 3 | 0 | 若葉台小けやきホール現地視察 |
| 2. 1 | 箕輪町議会 | 7 | 1 | 議会基本条例の活用、検証、改正の状況、取り組み |
| 2. 7 | 袋井市議会 | 10 | 0 | 子ども未来センター管理運営について 立川市子育て/健康複合施設（仮称）基本計画について |
| 4. 23 | 青梅市議会 | 1 | 0 | 新学校給食調理場 |
| 5. 14 | 日野市議会 | 8 | 2 | こどもとおとなのはなしあいin市議会議場 |
| 5. 14 | 京都市議会 | 14 | 0 | 立川まんがぱーく |
| 5. 15 | 国分寺市議会 | 4 | 0 | 居住支援協議会 |
| 5. 16 | 韓国安山市議会 | 8 | 4 | 議員様達の活動などの意見交換及び議事堂見学 |
| 5. 17 | 舞鶴市議会 | 6 | 1 | 重層的支援体制整備事業 |
| 5. 22 | 宇都宮市議会 | 8 | 1 | プレミアム婚姻届 |
| 5. 29 | 高松市議会 | 3 | 0 | 自治会加入促進の取組について/立川競輪場施設改修について |
| 6. 28 | 東かがわ市議会 | 1 | 0 | オンライン委員会 |
| 7. 12 | 東大和市議会 | 8 | 2 | オンライン委員会 |
| 7. 17 | 佐久市議会 | 4 | 0 | たちかわ創造舎 |
| 7. 17 | 国立市議会 | 7 | 4 | オンライン委員会 |
| 7. 19 | 阿南市議会 | 12 | 3 | 委員会ネット中継、政治倫理条例、議会改革 |
| 8. 2 | 吳市議会 | 7 | 2 | 子ども委員会 |
| 8. 7 | 春日市議会 | 7 | 1 | たちかわ健康ポイント |
| 10. 16 | 習志野市議会 | 5 | 1 | クリーンセンターたちむにい（新清掃工場） |
| 10. 17 | 会津若松市議会 | 9 | 2 | オンラインの方法による委員会の運営について |
| 10. 21 | 埼玉県議会 | 18 | 5 | 議会運営全般、議会改革、開かれた議会 |

| 月 日 | 視 察 団 体 | 視 察 人 員 | | 視 察 項 目 |
|-------|---------|---------|-----|--------------------------------|
| | | 議 員 | 職 員 | |
| 10.22 | 芦屋市議会 | 7 | 1 | 自治会支援について |
| 10.22 | 諫早市議会 | 10 | 2 | オンラインによる委員会の開催について |
| 10.29 | 八尾市議会 | 7 | 1 | 少子高齢・人口減少社会を見据えたコミュニティ一づくりについて |
| 10.31 | 高槻市議会 | 8 | 4 | 立川基地跡地関連地区地区計画 |
| 11.7 | 米子市議会 | 8 | 1 | 立川市居住支援協議会について |
| 11.12 | 木更津市議会 | 6 | 2 | オンラインの方法による委員会の取組について |

8 議会日程

令和6年（2024年）第1回市議会臨時会会議日程表

| 月 日 | 曜 | 時 間 | 会 議 名 | 摘 要 |
|------|---|-------|-------|------------|
| 2. 1 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 会期の決定、議案審議 |

令和6年（2024年）第1回市議会定例会会議日程表

| 月 日 | 曜 | 時 間 | 会 議 名 | 摘 要 |
|-------|---|--------|-----------|-------------------------|
| 2. 19 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 会期の決定、陳情の付託、議案審議、予算提案説明 |
| | | 本会議終了後 | 議会運営委員会 | |
| 20 | 火 | | | |
| 21 | 水 | | | |
| 22 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 代表質問、予算特別委員会設置・付託 |
| 23 | 金 | | | |
| 24 | 土 | | | |
| 25 | 日 | | | |
| 26 | 月 | | | |
| 27 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 28 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 29 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 3. 1 | 金 | | | |
| 2 | 土 | | | |
| 3 | 日 | | | |
| 4 | 月 | 午前10時 | 総務委員会 | |
| 5 | 火 | 午前10時 | 厚生産業委員会 | |
| 6 | 水 | 午後1時 | 環境建設委員会 | |
| 7 | 木 | 午前10時 | 文教委員会 | |
| 8 | 金 | 午前10時 | 議会改革特別委員会 | |
| 9 | 土 | | | |
| 10 | 日 | | | |
| 11 | 月 | 午前10時 | 予算特別委員会 | |
| 12 | 火 | 午前10時 | 予算特別委員会 | |
| 13 | 水 | 午前10時 | 予算特別委員会 | 意見書締切 |
| 14 | 木 | 午前10時 | 予算特別委員会 | |
| 15 | 金 | 午前10時 | 予算特別委員会 | |
| 16 | 土 | | | |
| 17 | 日 | | | |

| | | | | |
|----|---|---------|------------------|-----------------|
| 18 | 月 | | | |
| 19 | 火 | 午後 2 時 | 第 5 次基本構想審査特別委員会 | |
| 20 | 水 | | | |
| 21 | 木 | 午前 10 時 | 議会運営委員会 | |
| 22 | 金 | 午前 9 時 | 議員全員協議会 | |
| | | 午後 10 時 | 本会議 | 議案審議、委員会審査意見報告等 |

令和 6 年（2024 年）第 2 回市議会定例会会議日程表

| 月 日 | 曜 | 時 間 | 会 議 名 | 摘要 |
|------|---|------------|-----------------------------|-----------------|
| 6. 4 | 火 | 午前 10 時 | 本会議 | 会期の決定、一般質問 |
| 5 | 水 | | | |
| 6 | 木 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 |
| 7 | 金 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 |
| 8 | 土 | | | |
| 9 | 日 | | | |
| 10 | 月 | 午前 10 時 | 本会議 | 一般質問 |
| 11 | 火 | 午前 10 時 | 本会議 | 陳情の付託、議案審議 |
| 12 | 水 | | | |
| 13 | 木 | | | |
| 14 | 金 | 午前 10 時 | 総務委員会 | |
| 15 | 土 | | | |
| 16 | 日 | | | |
| 17 | 月 | 午前 10 時 | 厚生産業委員会 | 意見書締切 |
| 18 | 火 | 午前 10 時 | 環境建設委員会 | |
| 19 | 水 | 午前 10 時 | 文教委員会 | |
| 20 | 木 | 午前 10 時 | 議会改革特別委員会 | |
| 21 | 金 | 午前 10 時 | 第 5 次基本構想審査特別委員会 | |
| 22 | 土 | | | |
| 23 | 日 | | | |
| 24 | 月 | | | |
| 25 | 火 | 午前 10 時 | 議会運営委員会 | |
| 26 | 水 | 午前 10 時 | 本会議 | 議案審議、委員会審査意見報告等 |
| | | 本会議休憩中 | 総務委員会、厚生産業委員会、環境建設委員会、文教委員会 | |
| | | 各常任委員会終了後 | 議会運営委員会 | |
| | | 議会運営委員会終了後 | 本会議 | 継続調査申出等 |

令和6年（2024年）第3回市議会定例会会議日程表

| 月 日 | 曜 | 時 間 | 会 議 名 | 摘 要 |
|------|---|-------|----------------|---|
| 8.30 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 会期の決定、一般質問 |
| 31 | 土 | | | |
| 9.1 | 日 | | | |
| 2 | 月 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 3 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 4 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 一般質問 |
| 5 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 請願・陳情の付託、議案審議、議会改革特別委員会設置・付託、決算特別委員会設置・付託 |
| 6 | 金 | | | |
| 7 | 土 | | | |
| 8 | 日 | | | |
| 9 | 月 | 午前10時 | 決算特別委員会 | |
| 10 | 火 | 午前10時 | 決算特別委員会 | |
| 11 | 水 | 午前10時 | 決算特別委員会 | |
| 12 | 木 | | | |
| 13 | 金 | 午前10時 | 決算特別委員会 | |
| 14 | 土 | | | |
| 15 | 日 | | | |
| 16 | 月 | | | |
| 17 | 火 | | | |
| 18 | 水 | 午前10時 | 総務委員会 | |
| 19 | 木 | 午前10時 | 厚生産業委員会 | |
| 20 | 金 | 午前10時 | 環境建設委員会 | 意見書締切 |
| 21 | 土 | | | |
| 22 | 日 | | | |
| 23 | 月 | | | |
| 24 | 火 | 午前10時 | 文教委員会 | |
| 25 | 水 | 午前10時 | 第5次基本構想審査特別委員会 | |
| 26 | 木 | | | |
| 27 | 金 | 午前10時 | 議会改革特別委員会 | |
| 28 | 土 | | | |
| 29 | 日 | | | |
| 30 | 月 | | | |
| 10.1 | 火 | 午前10時 | 議会運営委員会 | |
| 2 | 水 | 午前10時 | 本会議 | 議案審議、委員会審査意見報告等 |

令和6年（2024年）第4回市議会定例会会議日程表

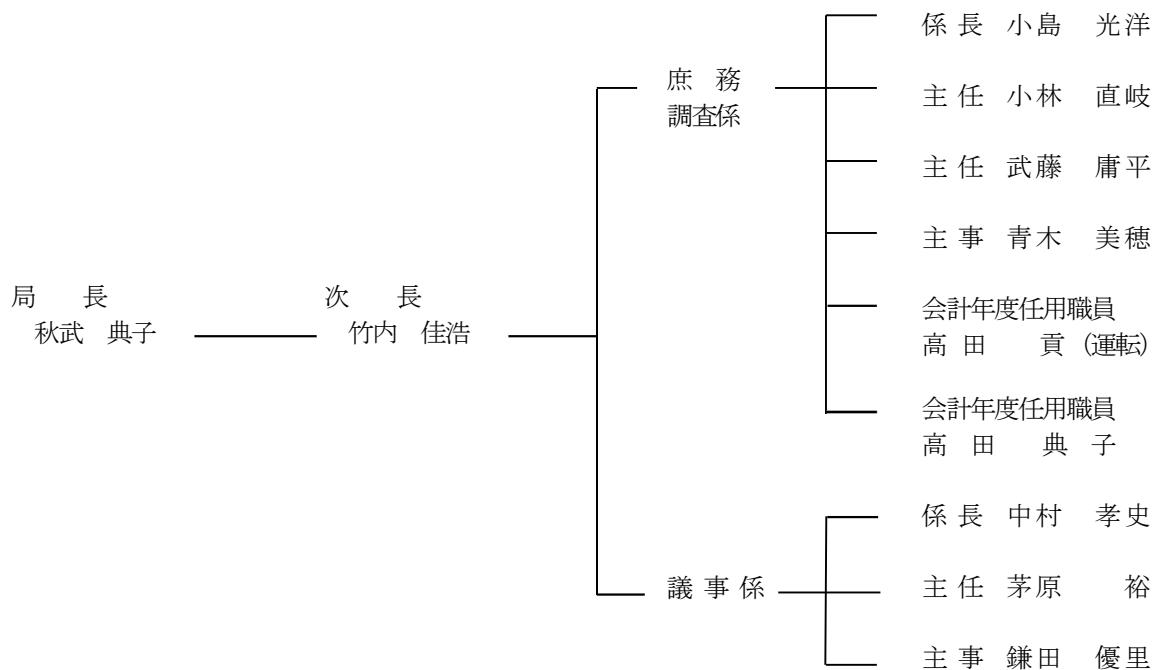
| 月 | 日 | 曜 | 時 | 間 | 会議名 | 摘要 | 要 |
|---|-------|---|-------|---|----------------|-----------------|---|
| | 11.29 | 金 | 午前10時 | | 本会議 | 会期の決定、議案審議、一般質問 | |
| | 30 | 土 | | | | | |
| | 12.1 | 日 | | | | | |
| | 2 | 月 | | | | | |
| | 3 | 火 | 午前10時 | | 本会議 | 一般質問 | |
| | 4 | 水 | 午前10時 | | 本会議 | 一般質問 | |
| | 5 | 木 | 午前10時 | | 本会議 | 一般質問 | |
| | 6 | 金 | 午前10時 | | 本会議 | 陳情の付託、議案審議 | |
| | 7 | 土 | | | | | |
| | 8 | 日 | | | | | |
| | 9 | 月 | | | | | |
| | 10 | 火 | 午前10時 | | 総務委員会 | | |
| | 11 | 水 | 午前10時 | | 厚生産業委員会 | | |
| | 12 | 木 | 午前10時 | | 環境建設委員会 | 意見書締切 | |
| | 13 | 金 | 午前10時 | | 文教委員会 | | |
| | 14 | 土 | | | | | |
| | 15 | 日 | | | | | |
| | 16 | 月 | 午前10時 | | 第5次基本構想審査特別委員会 | | |
| | 17 | 火 | 午前10時 | | 議会改革特別委員会 | | |
| | 18 | 水 | | | | | |
| | 19 | 木 | | | | | |
| | 20 | 金 | 午前10時 | | 議会運営委員会 | | |
| | 21 | 土 | | | | | |
| | 22 | 日 | | | | | |
| | 23 | 月 | 午前10時 | | 本会議 | 議案審議、委員会審査意見報告等 | |

9 議 会 事 務 局

(1) 議会事務局の機構

(条例定数9人、現員数9人)

(7. 1. 31 現在)



(2) 事 務 分 掌

(庶務調査係)

- 局の公印の管守に関すること
- 局の文書の收受、発送及び保管に関すること
- 局の予算、決算及び会計に関すること
- 公告式に関すること
- 儀式及び交際に関すること
- 議員の身分及び資格に関すること
- 議員の報酬及び費用弁償その他の給付に関すること
- 職員の任免、給与、服務その他の人事に関すること
- 条例、規則及び訓令に関すること
- 情報公開に関すること
- 個人情報保護に関すること
- 議場及び議会関係各室の管理に関すること

自動車の管理に関すること
議長会に関すること
市議会議員共済会に関すること
政治倫理審査会に関すること
議事事項の調査に関すること
議会広報その他の刊行物の発行に関すること
議会図書室に関すること
資料の収集及び保管に関すること
傍聴人に関すること
局内他の係に属しないこと

(議 事 係)

定例会、臨時会、委員会その他会議に関すること
公聴会に関すること
請願及び陳情に関すること
議案の調整に関すること
議会において行う選挙に関すること
会議の議決事項の処理及び諸報告に関すること
会議録の調製に関すること
その他議事に関すること

令和6年 議会資料 111号

| | |
|--------|----------------------------|
| 内 容 | 議会年報 |
| 編 集 | 立川市議会事務局庶務調査係 |
| 電 話 | (042)528-4343 |
| F A X | (042)526-6369 |
| e-mail | gikai@city.tachikawa.lg.jp |

発行・令和7年3月